

平成27年第4回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより平成27年第4回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、3番櫻井議員と4番中川議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、6月16日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。本日召集されました第4回町議会定例会の議会運営等につきましては、6月16日に開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期については本日6月23日から明日6月24日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日6月24日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日6月24日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成27年4月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高地区交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配布資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1番、要望経過報告について。町長。

町長

1番の要望経過報告を申し上げます。前段の要望については、私のほうから報告いたしまして、後段のJR日高線の緊急要望については、副町長から報告を申し上げたいと思います。最初に要望項目、沙流川総合開発事業における平取ダム建設事業の早期完成について、次に国道237号線歩道等の整備促進について、道道の整備促進について、河川改修整備促進について、北海道平取養護学校施設の改修について、アイヌ文化の総合的な伝承と理解を目的とした伝統的生活空間（イオル）の整備についての6項目について要望してございます。要望先は自由民主党北海道第九区支部選挙区移動政調会であります。要望月日

は6月5日でございます。要望者は町長、副町長、議長、副議長ほかでございます。まず最初の平取ダム建設事業の早期完成につきましては、ご承知のとおり平成25年の1月の28日に個別ダムの検証を得て、国土交通大臣が継続決定されまして、本年度は約41億円の大幅な予算措置をされているところでございます。最近における異常気象により、全国各地で災害が発生しておりますので、1日も早くダムの完成に向けて平成28年度の予算確保について要望しているところでございます。次に、国道237号線歩道等の整備促進につきましては、この国道については道東へ抜ける産業道路として年々車両も大型化しており、危険な状態にございますので、一つは、振内市街地の入り口、狹隘部の改良、歩道の設置、また交通事故が多発している局部改良、国道横断管の改良について強く要望したところでございます。次に道道の整備促進につきましては、宿志別振内停車場線、平取静内線、平取門別線、貫気別振内線の4路線についての整備促進について要望をしたところでございます。河川改修の整備促進については、昨年に続きまして貫気別川でございますが、貫気別川のコタン橋の上流の河道の堆砂土砂の掘削について要請をしているところでございます。次に、平取養護学校施設の改修については、築37年を経過したところでございまして、校舎、寄宿舎についての大規模改修の要望をしたところでございます。このことにつきましては後日平成27年度実施設計調査、そして平成28年と29年の2か年で校舎と寄宿舎を改修する予定であることが日高教育局から報告を得ているところでございます。最後に、伝統的生活空間（イオル）の整備につきましては、アイヌの総合的な伝承や理解を目的として平取町については平成20年度から先行実施してございますが、継続して予算措置についての要望をしているところでございます。私のほうからの要望報告を終わります。

議長

副町長。

副町長

続きましてJR日高線の早期全線復旧に関する緊急要望についてでございますけれども、要望先は6月9日がJR北海道本社取締役副社長・鉄道事業本部長ほかであります。また、6月10日は国土交通大臣・副大臣・政務官、国土交通省事務次官・技監・審議官・鉄道局長ほか、及び道内選出の衆参国會議員であります。要望月日はただいま申し上げましたとおり、6月9日、10日の2日間、要望者は日高町村会、日高総合開発期成会、北海道、北海道議会新幹線・総合交通体系対策特別委員会の4者と日高管内選出の藤澤、金岩両道議の参加をいただきまして、要望したところでございます。このことにつきましては3月の議会、定例会でも町長より行政報告をしているところでございますし、その後の情勢につきましては、逐次新聞報道等でご承知のことと思いますけれども、この度の緊急要望につきましては、管内の住民が4月下旬から5月下旬にかけてまして早期全線復旧を願う署名活動を実施した結果、日高管内の署名対象人口、

これは16歳以上の方ですけども、この方々の約52%を占めます3万2865人分が集まりましたので、管内住民の思いを尊重し、重く受けとめていただきますよう、これをJR北海道に提出するとともに、一刻も早く工事に着手するよう強く要請したところであります。また国土交通省及び道内選出の衆参国会議員にも、国の強力なご指導とご支援をお願いするとともに、今月より開催されます国土交通省、北海道、JR北海道の三者協議会での協議に地元要望が最大限生かされるよう強く要請してまいったところであります。以上で要望経過報告を終わらせていただきます。

議長

2番目に平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

それでは教育行政報告といたしまして、学校教育事業に関する小中学校の現況についてご説明申し上げます。本年度の町内小学校の第1学期につきましては4月6日、中学校が同じく7日をそれぞれはじめとして、始業式をむかえすで3か月が経過するところでありますが、同時に、1学期も終盤に入ろうとしているところです。平成27年度における児童生徒数の状況にありましては、学級編制協議にかかわる基準日となります4月10日現在において、小学校5校あわせて264名、中学校2校で145名、合計で409名となっております。このうち、特別支援学級への入級者数は、小学校10名、中学校2名となっています。児童生徒の総数では前年度より小学校で7名の減、中学校では14名の増となっているところであります。教職員体制といたしましては、校長2名、教頭3名が新たに赴任となり、あわせて一般教職員につきましても、すべての学校において異動がありましたが、これまで児童生徒並びに保護者等との信頼関係を構築するなかで、指導体制は図られているところであります。加えて、町単独採用となります特別支援教育支援員につきましては、小学校4校、中学校1校においてあわせて9名を配置しているところであります。また本年度における全国学力学習状況調査にありましては、4月21日に実施されたところでありますが、当町におきましても全学校参加するとともに、実施後速やかに自己採点を行うなかで各学校における課題等の分析把握に努めている状況であります。また同時に各学校にありましては、本調査結果をもとに家庭学習の定着、読書活動の充実、ノート指導等の徹底を図ることに加えて、学校改善プランの見直しにつきましても、それぞれ着手しております。なお、詳細な結果が国より公表され次第、改めて議会等に対し、ご報告申し上げたいと考えております。次に、各学校行事につきましては、現在までに計画どおり進捗しているものとなっておりますが、小中学校の修学旅行及び中学校における体育祭並びに小学校における運動会につきましても、一昨日の21日までにすべて終了したところであります。なお、体育祭、運動会にありましては、議会議員の皆様方におかれましても、ご多用のところご参加いただきましたことに改めて感謝申し上げます。以上申し上げまして本定例会における教育行

政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。8番四戸議員を指名します。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。質問事項につきましては、びらとり温泉の旧施設の活用についてと、その後には、振内にございます古い建物に残された開拓財産、3番目には自然災害に対する町側の危機管理体制について伺っていきたいと思います。最初に1番目の旧温泉の施設のことでございますが、今後における行政側の活用について伺っていきたいと思います。この質疑については、平成26年度の定例会の中で千葉議員が質問してございます。その部分が重なることがあると思いますが、ご了承のほどをよろしく願いいたします。二風谷温泉ゆからがオープンしてから約1年を迎えました。来客者は、宿泊した人が5851人、日帰りされた入浴者は9万7714人、合計で10万3565人のお客様が温泉ゆからを利用されました。今話したことの10万3565人の数字については、3月末現在の数字でございます。最近、温泉側にその後の客数を支配人にお聞きしましたところ、まだ確かな数をまとめていませんが、宿泊者は8千人を超えました。日帰りの入浴者については、12万人を超えています。総計で13万人のお客様に来ていただけましたという回答をいただいております。さらには今話した人数には、食事だけで帰られたお客さんの数は入っていないので、その数を入れるともっと増えますとの答えでございました。当初アンビックス側が見込んでいたお客様より、数多くのお客様が二風谷の地、温泉ゆからに来ていただいたことは、町にとりまして大変よかったことと思います。この1年間に過ぎましては、考えていましたより良い結果が出ましたが、これから先においても、お客さんが増えるよう努力していかなければならないと思います。私の今話した観点から、二風谷ゆから温泉においては自然豊かな環境の中でキャンプ場やパークゴルフ場などの、数々の客さんが楽しめる場所がありますが、今後に向けては、まだまだ考えていかなければならないことはたくさんあると思います。今、話しました私の考え方から、旧温泉施設について、今後において町政として、これから先、この温泉をどのような活用をまず考えているのか。また、その考え方がないならば、この施設をどのように整理しようと計画しているのか、確かな担当課長の答弁をいただきたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは質問のほうにお答えさせていただきます。四戸議員おっしゃられたとおり、びらとり温泉ゆからにつきましては、昨年の6月にプレオープン、7月

にグランドオープンしてからということで、入館者数につきましては3月末日まででおっしゃられたとおり、日帰りの入浴が9万7714人、宿泊が5千851人ということで、合計では10万3565人となっております。アンビックスが当初予想をしておりました7万人をはるかに超えた数字ということでございます。またこの数字はレストランのみの利用者については入っていないということで、それを含めると12から13万人程度入っているのではないかなというふうに考えているところでございます。昨年度はオープン初年度ということでかなりの人が利用していたということでございますけれども、今後につきましては、この数字を落とさないよう、できれば数字が伸びていくような努力を行政としてもしていきたいというふうに考えているところでございます。次に質問の旧温泉施設の活用、または処分についてでございますけれども、平成25年9月議会での一般質問、平成26年6月議会での一般質問がございました。その際にも答弁をさせていただいておりますけれども、昨年の6月議会から1年が経過しているということで、現在どのようになっているかという質問だと思いますので答えさせていただきたいと思います。この1年の間に町民の方や有識者の方から旧温泉の利用方法や使用したいという申し入れ等が数件ございました。以前の答弁でも述べておりますけれども、このような意見を踏まえまして、第一段階といたしまして、役場庁舎内でのプロジェクト会議、関係する課等でのプロジェクト会議を開催しまして、その活用方法または撤去するなどについての議論をしていきたいというふうに考えております。またそれと並行しまして、議会の説明、また協議を行いながらどのようなことで活用するか撤去するかという、結論を出していきたいというふうに考えております。そのプロジェクトにつきましてはこの後早い段階で開催をして協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。その結果に基づきまして28年度から始まります第6次の平取町総合計画に組み入れながら対応していくという考えでいるところでございます。また必要に応じまして、町民の皆さんへの意見聴取などを行うことも検討しておりますのでそれを含めてご理解を願いたいと思います。はじめに話したとおり、温泉の入館者数につきましては昨年度好調ではございましたけれども、今後のこの数字の維持や交流人口のさらなる増加を考えますと二風谷ファミリーランドの施設等を含めた旧温泉施設も有効な活用をしていくということが重要と考えておりますのでご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

四戸議員。

8 番
四戸議員

8 番四戸です。課長の答弁をいただきまして、これから先、プロジェクトなどを組んで6次計画の中で考えていくということ、これは大事なことだと思っております。これから先、何年を計画していくのか、実はですね、先日中を見せていただきました。温泉の中を。中を見たとき感じたことについてですが、や

はりフロントといいますか玄関のそこはもう雨漏りがひどく、やはり、屋根から結構むっているような状況でございます。そういうことも踏まえて、1年たちましたけども、施設をもし再利用するのであれば、今後に向けてやはりそういうことも、当然財政的にはお金のかかることだと思いますけども、含めたなかで考えていってほしいと思います。これについては答弁いりませんから。今言いましたことを踏まえて、次の質疑に関連ございますので、答弁を求めたいと思います。それでですね、古い話になりますが、この話については、語りつぐ平取、この中からちょっと見て、今質問したいというふうに思っておりますので。明治の時代にさかのぼりますけども、明治19年に北海道土地払下規則ですね、それから明治30年の北海道国有未開地処分法、この公布によってですね、大地積の処分が北海道でもって進行いたしまして、道外からの華族や政治家、また、資本家を地主とする土地所有がですね、北海道の各地で成立していく契機となっております。そのころから、北海道に入植する人々が年々増えてきまして、わが町、平取町においても、明治30年以前は1050人程度だったから人口も、その公布によって450人増加いたしまして、人口も約1500人の時代を迎えております。なぜそんな話をしますかというのと、そのころから使用されてまいりました、要するに農機具や生活用具など、数々の開拓の当時開拓されました農機具等がございます。それは昭和57年頃からですか、町民の方々から寄贈されて、現在まで、町としては、整備するものは整備して保管されてる状況でございます。前回千葉議員の質疑の中で答弁もございました。そのとおり、旧振内高校の中にごございました。私もですね、数々の品物を見ながら、懐かしく、子供の時代を思い出しました。本当に懐かしい気持ちといたしますか、そういう気持ちでいっぱいになって帰ってきました。先ほど来から話してきた時代からの、要するに、平取町に開拓に入られました先人が残されました開拓財産、いつまでもこの場所に置いておくのか。先人の方々が大変な思いで開拓されてきたからこそ、今の私たちの平取町があると私は確信しております。平取町の歴史の一環として残されているこの貴重な開拓財産、これから先の人のためにも、残していかなければならないと思います。町として、その考え方が本当にあるのかないのか、確かな答弁をお願いしたいと思います。また、この開拓財産を学校教育の中で本当に活用する考え方があるのかないのか、この点についても伺いたいと思います。

議長

文化財課長。

文化財課長

お答えさせていただきます。開拓財産と旧振内青少年道場、前身の旧振内高校の建物の件につきましては、昨年6月の町議会定例会で千葉議員よりご質問があり、答弁させていただいた経過がございます。平取町の開拓財産につきましては、主に戦前戦後の近代開拓期に使われていた農機具、生活用具など当時の暮らしぶりを伝え残すために、町民の皆様から寄贈を受け、保存してきたもの

でございます。現在、合計４１３点の開拓財産を保存し、あわせて写真つき台帳と整合できるように整理されております。しかしご指摘のとおり、近年寄贈された展示品が増えるにつれまして、展示スペースが狭くなり、また建物は当初の建設から５５年ほど経過しておりますことから、建物全体の老朽化が著しく進行しております。床、屋根、外装とも、補修して使えることは困難な状況になっております。そのため開拓財産の移設につきましては、第６次の総合計画に計上した上で、平成２８年度の実施を目標に移設後は建物については解体撤去する方向で協議を進めておりまして、今年度はその移設に向けた準備作業として、開拓財産の仕分け整理作業を進めている状況でございます。次に開拓財産の移設場所でございますけれども、展示スペースを確保するということになりますと相当の床面積が必要となります。したがって既存の公共施設等を中心に検討しておりますが、担当課としては二風谷地区にあるアイヌ文化博物館あるいは沙流川歴史館に近いことが維持管理上あるいは、有効活用する上においても、望ましいということで、旧二風谷温泉施設を一つの候補地として考えております。ただし、温泉施設につきましては、さまざまなご意見があるかと思しますので先ほどの産業課長の答弁にありましたとおり、庁内プロジェクト等で十分に協議した上で、町議会の皆さん、あるいは町民の皆さんにご提案させていただくことになろうかと思っておりますが、いずれにしても早急に検討を進めて、移設先を決めていく必要があると認識しております。また、移設後の学校教育等での活用でございますけれども、現在、アイヌ文化博物館、沙流川歴史館には毎年町内外から多数の小中学生が来館し、社会学習、郷土学習の場として活用されております。開拓財産につきましても、移設整備が完了した後は、平取町の近代開拓における歴史を学ぶ場としてぜひ学校教育現場でも活用していただきたいと考えておりまして、そのための環境整備を行いたいということで考えております。また小中学生だけではなくて、一般の方々にも見学できるような環境を整えることで、博物館、歴史館とともに平取町の歴史文化を紹介し、次世代に伝え残す施設として、有効に活用していきたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

四戸議員。

８番

四戸議員

先ほどの私の質疑の中で、もっと大事なものがあるのに言い忘れました。あそこの中にですね、本当に私も消防団に２５年以上いたんですけども、多分大正時代のポンプ車っていいですか、手押しポンプっていうか、２台もあるんです。やっぱりそういうものを含めた中で、やっぱり当時の消防としても使われた手押しポンプ、大事にしていかなければいけないかなというふうに思いました。今課長の答弁でその方向性、先ほど産業課長も６次計画の中、で今も文化財の課長の答弁で、その中、できればなるべく早い時期にそういう方向性に向けていただきたいなと思って、いろいろ考え方はあると思いますけども、思います。

このことについても前回の答弁で話されているとおりですけれども、要するに、開拓財産が保管されている施設、今の旧振内定時制高校跡地ですか。本当に千葉議員でないけれども、老朽化がかなり進んでおります。そういう危険であるその付近にはですね、振内小学校、さらにはですね、振内交通公園、そういうものが隣接しております。そんな危険な状態の中におかれている施設でございます。町としてもですね、子どもたちの遊び場所に近いことから、本当に施設の定期的な点検なども含めて、危険のないように維持管理に前回は努めますというふうに話されておりますが、私が見たところによりますと、そんな危険な状態であるのに、その危険な看板も立ってなく、また施設のまわりにですねバリケード等などもなく、いつですね、この軒天や屋根が落ちてもし不思議ではない状況の中でですね、この施設の維持管理は、本当に今の状態でいいと思って考えておるのか。やはり近くで子どもが遊んでけがでもして、それから考えるのか、この点についてですね、もう一度、その施設についてだけでいいですから、その考え方の答弁をお願いいたします。

議長

文化財課長。

文化財課長

お答えいたします。旧振内青少年道場、前身の旧振内高校の建物につきましては、昨年度から定期的な見回り、点検を行っております。しかしご指摘のとおり、今後も周囲の安全に配慮する必要があると認識しておりますので、今後は振内支所とも連携をとりながら、状況に応じてバリケード、あるいはロープ、看板等を設置する必要があるということで考えております。いずれにいたしましても、抜本的な対策としては、建物の解体撤去が必要であると考えておりますので、早急に移設先を決めて、先ほど申し上げましたとおり、平成28年度の実施を目指して古い施設の解体撤去、そしてそれまでの安全対策と、両面から対策を講じていきたいということで考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長

四戸議員。

8番
四戸議員

わかりました。よろしくお願いいたします。ただいまですね、文化財課長から数々の答弁がございました。その中でですね、3点、さらには最初に答弁をいただきました旧温泉施設の活用について、私はそういうなかで使用したほうがいいという考え方ですが、教育長の考え方を伺いたいと思います。また、あのですねアイヌ博物館には数々の文化的財産が展示されております。またですね、先ほども言いましたゆからが26年にオープンしてから25年度と比較しますと、アイヌ博物館に来た来客者が、2千人ほど増えたそうでございます。当初の予算よりもですね100万以上の収入があったとのこと聞いてございます。まだ1年限りでございますが、現在においてですね、人が一番集まってる

場所は二風谷地区、先ほども話したように二風谷温泉なんです。私は旧温泉をリフォームして、その人の集まる場所に平取の歴史的なものにつくりかえてきたらどうかというふうに考えてございます。そこにまた開拓財産や平取町のあ
る歴史的な大きなパネルの年代順の写真や今町民の方がつくっているサークル
等をつくってございます絵画、そのほかの数々の品物等をこの平取の旧温泉施
設を直して平取の歴史的な施設にしてはどうかという私の考え方でございま
す。そういうことで、このことについては質問してまいりましたが、教育長に
おかれましては、今後に向けましてどのような計画を考えているのかこの質問
の最後として伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

これまでご質問をいただきました開拓当時からの大変貴重な生活用品であり
ますとか、農機具等にかかわります保存、管理ということにつきましては、喫
緊の課題であるということを教育委員会といたしましても十分認識をしている
ところであります。これら貴重な財産を後世へと引き継いでいくことが、私
どもに与えられた使命でありますとともに、人間は歴史を知ること、その先
を見通してきているというふうに考えるところであります。平取町の文化、と
りわけ日高における平取農業を支えてきた機械技術の積み上げでありますと
か、経過、先人の偉業、生きざまについて資産を残すなかで未来を見てもらう
場所は大変必要であるというふうに思っているところであります。そのことに
おきまして、現施設における展示等につきましては極めて困難さがありますの
で、移設していくことが適切であるとの判断に立つ上で、ただいま文化財課長
からもご答弁申し上げておりますとおり、第6次平取町総合計画にしっかりと
位置付けていきますとともに、あわせまして、国、道の補助メニューが導入可
能か否かにつきましても、検討してまいりたいというふうに考えているところ
でございます。それと、ただいま質問の中にございましたけれども、この農機
具等の展示ということに限らず、町内のサークル活動等を行っております絵画
でありますとか、写真、そういうものについてもあわせて展示をしていくとい
う総合的な施設として、検討していくことも必要ではないかというご質問だっ
たかなと思いますけれども、このことにつきましても、総合計画の中におきま
して、総体的に検討させていただきたいというふうに思っておりますので、答弁
とさせていただきます。

議長

四戸議員。

8 番

四戸議員

次の質問に入りたいと思います。次の質問につきましても昨年、26年度の定
例会において自然災害に対する危機感、これについては質疑いたしまして、こ
の部分についても多少重なる部分がでると思いますので、ご了承のほどよろし

くお願いいたします。前ははですね、担当課は総務課だったと思います。そういうなかで、今回災害関係については、まちづくり課に移転、移りましたということも承知しております。そのなかでですね、人員も増やしているというふうには聞いておりますけども、まずですね、本当にこの自然災害については、日本列島を顧みますと26年度においても、皆さんも記憶にあると思いますけども、広島市ですか、あそこを見ても本当に土砂災害で多くのやっぱり人命を亡くされて、本当に大変な思いをされたことと思います。今このですね、要するに環境の変化している、前にも言いましたけども、本当に温暖化しているのは現実にはこの平取町でも、本当に今年感じました。それは何かと言うと、3月にいままで見たことないようなドカ雪が降りました。それで、松の枝というのは弱いと思いますけども、松の枝、特に神社の下のほうの松の枝がかなり折れておりました。そのほかにも、全町において枝が折れた。本当にあんな時期にあんなベタ雪、本当に見たことございません。そしてこの4月ですね。4月には、要するに今回地方統一選挙でまあ私たちの町議会も選挙でございました。そんななかであんまり外見する私は余裕なかったんですが、選挙が終わってふと外を見ますと、もう桜が開花していました。それが4月の26日、だからその前から咲いていたんじゃないかと思います。これも私もう60何歳になりますけども、今まで経験したことないことが起きています。こういうことがやっぱり温暖化の影響をかなり受けているんじゃない、私たちの町も受けているなというふうに感じております。前回は言いましたけども、私たちの町、平取町においては、災害に平成15年に起きた大きな災害から、まあ18年にも多少ございましたけども、もう10数年来、大きな災害がございません。本当にこれはいいことだと思います。でもですね、このいつふってわいてくるかわからないこの自然災害、先ほども話したけども、要するに法面、いまの雨の降り方は半端でございません。最近も要するに積乱雲の発生、これは上の寒気等の影響もございすけども、晴天でも急に突風が吹いたり、そういうなかで集中的に雨が降ったり、本当に、そういう気候的な面では大変な時代を迎えております。また、下の日高町の海のほうへいきますと、水温が上がってまして、当初獲れなかった魚が獲れております。ブリだとかね、それから苫東においては鯛なども釣れております。本当に海の海水温も上がってございます。そういうなかで、これから先に向けてですね、やっぱり町民のそういう災害からですね、生命を守るのは本当に大事なことはないかなというふうに私は考えてこの質疑に立っております。課長にまず1点目として伺いたいと思いますが、町民に配られたマップですね、マップ。要するにそのなかで前回も言いましたけども、要するに避難場所、町民が避難する場所、今高齢者も増えて、要するに障害者、それから子ども、どこの災害見てもやっぱり一番犠牲になるのは弱者なんです。そういう観点から周りも含めて、大きな災害が起きた場合に助けてあげないといけないところかなと思います。そういう観点からですね、今、先ほど言いました広島の本当に法面の災害、土砂災害ですね、それで多くの犠牲を出してから、国も

規制を変えました。北海道も変えております。私が前回言った体育館ですね、含めたなかで、あそこはけっこうな傾斜の神社の法面のそばに建物が建っています。そのなかですね、まだ避難所として扱われておりますけども、今は災害がないからそれでいいのかもしれないけれども、やはり、道からは法面危険災害とはまだ指定されていないと思いますけども、でも4年前から調査はしていると思います。それについて今後に向けてどうなのか。その辺のことについてまず答弁をいただきたいと思います。それとですね、先ほど申しましたもう1点。要するに、担当課が変わって、今これからその災害に対してどういう対策を考えているのか。その2点についてですね、課長より答弁お願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

それではご質問にお答えさせていただきます。四戸議員のご質問のなかにもありましたけれども、近年ですね、全国的な傾向といえるでしょうか、非常に激しい、1時間50ミリ以上の雨の降る機会が増加しているという状況にございまして、土砂災害等の発生件数も年々増加しているというような傾向にございます。政府機関等の報告では、将来さらに年最大日雨量の増加、それから大雨が高頻度化するというような推測も出てございます。それから地震でございすけれども、地震大国であるわが国でございすが、地球上で発生する約2割が日本の海域及び国土で発生しているというような統計的なものもございすので、非常に災害が発生しやすい環境であるという認識は私どもも持っているという状況にございます。まずご質問にあるですね、ガイドマップ等における避難の体制の確立というところでございすけれども、平取町の防災ガイドマップにつきましては改訂版を25年3月に全町に全戸配布しているというところでございまして、ホームページ等でもWeb版ということでもいつでも閲覧できるというような状況になってございます。ただなかなか実態として、いざというときにこういうものを活用できるかというようなところは非常に心配するところがございすので、ご自分の居住している地域を含めて、常にこういったガイドマップ等の情報を意識していただけるようなさらに取り組みを定期的に広報等を通じて、啓発に努めてまいりたいというふうに思っています。またあわせて、今回あとで補正予算のご審議もいただきたいと思いますが、防災セミナーを近く開催させていただきまして、その上で、災害図上訓練ですか、避難所運営訓練などですね、そういう機会に触れるような場もぜひ設定をして防災に対する意識の向上を少しでも図ってまいりたいというふうに考えてございます。それで、傾斜危険地域に隣り合わせている避難所なんですけれども、今ご質問にあったとおり、町民体育館と中央公民館が非常に近いエリアにあるということで、避難所に指定されているということでございすけれども、昨年の6月でも総務課長のほうから答弁がありましたけれども、施設とし

ては、非常に避難所として適しているということからの指定でございますので、そういう周りの環境の状況でもありますけれども、そのときの降雨の状況ですとか、そういうものを判断した上でそこを使用するかどうかの判断をさらにさせていただければと思っております。今、北海道と危険地域についてのさらに議論といいたしもうか協議を進めていくなかで、やはりここは避難所にふさわしくないという結論が出た場合はさらに別の避難所等の検討をぜひさせていただければと思っております。あわせて弱者対策ということで、これは平取町災害時要支援者避難支援計画というのを、今最終的な詰めに入っております、これは災害防止法の法令が改正になったということもあってですね、なかなか個人情報等で把握できない部分があったんですけども、それらが非常にやりやすくなったということもありますので、この辺の弱者といわれる方々の情報をしっかり把握してですね、いざというときの活動等に結びつけていきたいというふうに思っております。それから担当課がかわってどうかというところですけども、やはりこういう災害、いざというときの災害対策については、我々行政機関も初動体制等のしっかりした動きとか、そういうのは必要になってきますけど、やはり各地域のそういった防災に対抗できるような、キーマンといいたしもうか、そういう方の育成も非常に大事なところで、まちづくりという視点でもですね、日頃、そういった訓練活動ですとか、そういうものをさらに積極的にやってまいりたいというふうには考えてございます。以上です。

議長

四戸議員。

8 番
四戸議員

今課長の説明でそういう自然災害に対することについては最終的な詰めに入っているというふうに理解しております。そのなかでですね、これは最も大事なことだと思うんですけども、しばらく大きな災害から遠ざかった現在でございますけども、役場の職員もそうなんですけども、やはり町民におかれましてはやはりその災害に対する危機管理意識といいたしうか、これが本当に大事なことでないかなと。だけど役場だけがそういう体制ができまして、やはり、そういうことにつきましては一番町内会を把握してるのは自治会だと思うんです。やっぱり自治会を中心として、タイアップし、それでその災害訓練といいたしうか、そういうものに対して、やはり危機管理意識をもってもら。本当に大事なことだと私は思っております。今もろもろ課長から答弁あったように、前回も言いましたが多分平取町の要するに災害に対する自治基本条例ですか、第25条、これにはすべての危機管理だとかそういう災害に対することが含まれていると思いますけども、この体制についても見直されてきたのかどうか、今、質疑、危機管理ですね、その点についての行政側はどういうような方向性でいっているのか伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。自治基本条例、これは改正になってございまして、26条になってございます。危機管理体制の確立ということで、平取町としても町民の生命と財産を守るというような視点に立ってさまざまな災害時の緊急時にいかに機能的な行動がとれるかというようなことを進めるということが規定されているということでございまして、先ほども一部申し上げましたけれども、さらに町民個々のそういった防災に対する意識の高揚ですとか、さらに各自治会、それからすでにできております自主防災組織とさらに密な日頃の連絡、それから訓練を含めたそういった普段の活動等をさらに密にやっていきたいというふうに考えてございます。それで、あともう一つ、今、室蘭開発建設部から打診がございまして、タイムラインという、事前防災行動計画というものがございまして。これは、地震ですとか突発的に起こるものは初動の行動が非常に大事になるんですけども、例えば台風が来るぞというような非常に来るまでに準備ができるような災害等がございまして、そういったものに有効な手段ということで今検討が始まっているということでございます。開発といたしましては15年、18年の災害を受けて、この沙流川流域でそういったいろんな経験をしている方とかが、行政も含めてあるということで、全道で初めて、この沙流川流域でそういったものを試行でやりたいというような打診もございまして、平取町としてもそれに協力するということもございしますので、これも関係機関、例えば消防ですとか警察、それから自治体、開発、それから北海道さん、それからもちろん地域の住民の方々も巻き込んだ上でのいろんな行動計画ということになりますので、ぜひこういったものもうまく活用してさらに平取町の災害に備える体制の強化に努めていければなというふうには考えてございます。

議長

四戸議員。

8 番
四戸議員

課長の答弁を聞いていてだんだんその危機管理体制の確立はできているのかなというふうに理解いたしました。そのなかで最後の質疑になると思いますけども、町長は前にも私も言いましたけど、執行方針の中で町民の生命や財産、これを守ることは本当に大事なことで、災害から当然町民の生命、もし起きちゃった場合、これ町長ですね、執行方針の中でだけ町長は考えてないとは思うんですけども、やはりそのへんの町長の思い、災害に対する思いということについてですね、再度、前回から再度の質疑になると思いますけども、町長の本当のそういう執行方針で述べられた気持ちですね、それをお聞きして私の最後の質問とさせていただきます。

議長

町長。

町長

まちづくり課長のほうから詳細に答弁させていただいておりますので、多少重複する部分もあろうかと存じますが、答弁をさせていただきたいというふうに思います。近年は、東日本の大震災をはじめ、毎年のように全国各地で大きな災害が発生をしております。先ほど来お話があるように、当町におきましても、平成15年の8月の台風10号災害、また平成18年の8月の前線停滞による集中豪雨災害など未曾有の災害が発生し、大きな被害をもたらしているところでございます。私どもは町民の生命、財産を守るためにも、災害に強いまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりは大きな課題でもあり、最大の努力をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。いつ発生するかわからない危機に対応するために、平取町の地域防災計画に基づきながら平常時から関係機関と密接な連携を図っているところでございます。特に前段申し上げましたように、15年災害の教訓から一番大切だなと思いますのは、やはり地域コミュニティとの連携ではないかというふうに考えてございます。自治会を通じながら避難所、避難経路の住民周知、あるいは災害要援護者の把握などに努めるとともに、自主防災組織の強化が今後とも必要だというふうに考えてございます。特に、町としても、自治会とも連携して、これから防災訓練を実施してまいりますけれども、自治基本条例にも明記されているとおり、住民の皆さんの危機管理に関しては、ふだんから相互の連携に努めながら、災害などの発生時においては自らを守る努力をすることが重要でありまして、各自治会の自主防災組織のもとに、緊急時には地域において、みんなで助け合うネットワークの構築が大変重要であるというふうに認識をしているところでございまして、再度、災害に備えて行政と自治会との連携強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、行政報告でも報告させていただいたとおり、長年の懸案でございました平取ダム事業については、一時凍結されておりましたが、これらも終始一貫、ダムの必要性について訴え続けてまいりましたが、関係地方公共団体からなる検討の場、事業審議会等の回答を得て平成25年の1月に国土交通大臣が平取ダムの建設継続という対応方針を決定し、平成26年度から堤体の建設が実施されまして、2020年完成を目指しているところでございまして、今後とも災害に強いまちづくりに大きく前進したところでございます。沙流川流域住民の安全・安心を早急に確保するためにも予定通り、平取ダムが完成するように、今後とも予算が確保されるように強く国に要請してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上申し上げまして答弁といたします。

議長

四戸議員の質問を終了いたします。休憩します。50分再開いたします。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時50分)

議長

再開します。6番高山議員を指名します。6番高山議員。

6番
高山議員

6番高山でございます。それでは、私は一般通告しておりますけれども、高齢者福祉計画における介護保険計画並びに不納欠損における事業分担金の未納問題について質問させていただきたいと思います。まず1点目でございますけれども、高齢者福祉計画における介護保険計画につきましては、今年度27年度から第6期の計画ということで、27、28、29ということで、それぞれ計画を策定しているというふうに伺っております。また、計画策定の前提として、日常生活圏域高齢者ニーズ調査を実施していることも、了解しておりますけれども、その中で高齢者人口なり、高齢化率の推計が出ているところでございますけれども、これらにつきましてはいずれも増加の一途をたどっているという状況でございます。これから段々、団塊の世代の方々が後期高齢に入ってくるという状況のなかで、そういった高齢化の推移がみられるなかでの3年間の計画ということになってございます。特に調査を見てみますと、高齢者の世帯のひとり暮らし世帯が31.4%、そして家族同居は67.1%でございますけれども、このうち半数以上が高齢者お二人の世帯ということに調査ではなっているかというふうに聞いております。さらに、家族と同居されておられますけれども、日中それぞれ働いているということで、日中においては80%以上の方々が、家で1人で生活している状況であるということが、調査の内容をお聞きしたところ、そういった高齢者のニーズ調査をもとに、今回6期の計画を作られておりますけれども、まずもって、それぞれご質疑をしていきたいと思っておりますけれども、この6期の高齢者福祉計画もしくは介護保険計画につきまして、本計画の作成体制についてはどのようなかたちでつくられているかまず1点お伺いをしていきたいと思っております。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

ご質問にお答えいたします。まず、介護保険事業計画の推進体制ということであります。まず介護保険事業計画ですが、これにつきましては、介護保険制度を円滑に進めるために、平成12年から3年を1期とする26年まで、5期の計画を実施してきたところでございます。今回第6期ということで、平成27年から29年度の3年間の事業計画でございます。策定の目的としましては、すべての高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちを実現するために策定したものでございます。策定に当たっては、高山議員がおっしゃいました日常生活圏域ニーズ調査をもとに各関係部局により、検討委員会を設置いたしまして、さらに高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会で協議いたしまして、委員の皆様からそれぞれの立場で貴重な意見をいただき、第5期を検証しつつ北海道事業計画と整合性をとりながら今回策定したという状況でございます。

	す。以上です。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	それではまず、もう 1 点でございますけれども、基本的には、10 年後の 2025 年を見据えたそういった経過のなかでの計画の策定ということになってますけれども、町長の執行方針もそうですけれども、この計画の中で出てくるといことの言葉でございますけれども、地域包括システムの構築ということが大変そういった意味では、これからの高齢者福祉、介護保険計画の中では、非常に重要になってくるといふふうに思われますけれども、この地域包括システムの構築とはどんなことを言っているのかまずお聞きしたいと思います。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	地域包括ケアシステムということですが、これにおきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるように医療、介護、介護予防、住まいや見守りなどの多様な生活支援サービスなどの事業を切れ目なくサービスを提供できる体制ということでございます。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	今、地域包括ケアシステムの構築とはこういうもんだということでご理解いたしましたけれども、それでは、このシステムの構築に向けた、具体的な取り組みというのは、どういったものをそれぞれ計画の中に掲げているのかお聞きしたいと思います。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	具体的な取り組みでございますが、大きく分けますと、五つに分かれることになります。まず一つ目ですが、健康づくりと介護予防の推進ということであります。自分の健康は自分でづくり、自分で守るという、自分の健康管理をするための健康づくりに支援、それに対する健診体制また運動、栄養、口腔ケアなどの強化、また、食育を通じた健康づくりにも取り組むものでございます。また介護予防の推進ですが、これは地域包括ケア支援センターを中心に要支援の予防、また日常生活支援の総合事業などの取り組みが必要となっております。また二つ目としまして、生活支援、また介護予防サービスの充実ということであります。これは地域包括支援センターの機能を強化し、高齢者の増加に伴いまして地域のニーズに応じた生活支援サービスの提供や相談体制、家族介護支援、権利擁護の充実、また高齢者が安心して暮らせるための住民参加型の

地域づくりや、災害時の支援体制を進めてまいりたいと考えております。三つ目ですが、認知症対策の推進ということであります。認知症の早期発見、早期対応により地域で認知症と家族を支援し、見守り体制を構築し、また、サポーター養成を行い、総合的な認知症対策を進めてまいりたいと考えております。四つ目ですが、在宅医療・介護連携の推進ということであります。医療の必要性の高い要介護者の在宅を支えるために訪問介護、訪問看護などの連携した体制づくりを考えております。五つ目といたしましては、高齢者ニーズに応じた住まいづくりの確保ということであります。その能力に応じた、日常生活を営むことができる、多様な住まいの確保ということで、この五つを考えているところでございます。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

ただいま、今、具体的な施策の推進ということで、まず1点目聞きましたのは、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取り組みということで、ちょっとあの項目だけではございますけれども、ご理解ができたというふうに思っています。ただ、もう一つお聞きしたいのは、高齢者の社会参加の促進に向けた具体的な取り組みとはいったいどういうことをこの計画の中では言っているのかお聞きできればと思います。

議長

保健福祉課長。

保 健 福 祉
課 長

高齢者の社会参加の促進に向けた具体的な取り組みということでございますが、高齢者が積極的に参加する地域づくりということで、高齢者の自主的で活発な地域貢献活動などさまざまな社会活動を通じて地域社会の中で、自らの経験や知識、また技術を生かした、積極的な役割を果たしながら共に支え合う地域社会づくりを推進するということでございます。高齢者のマンパワーですね、かけがえのない地域資源ということであります。高齢者事業団、また老人クラブ、ボランティア活動により生きがいを促進するということで考えております。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

それでは先ほど今ケアシステムの構築と、それから社会参加の促進に向けた具体的な取り組みをお聞きしましたが、三つ目には、高齢者福祉サービスの安定供給に向けた具体的な取り組みとは何を言っているのかお聞きできればと思います。

議長

保健福祉課長。

保 健 福 祉 課 長	高齢者福祉サービスの安定的な供給に向けた具体的な取り組みということでございますが、まず一つ目といたしまして、高齢者福祉サービスの提供基盤の整備であります。これは先ほども言いました地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療と福祉サービスの提供ということの充実を図りたいと考えております。また二つ目といたしましては、高齢者福祉サービスの適正化と質の向上、それから介護ニーズに対する質の高いサービスを安定的に供給できる取り組みということで考えております。また、介護給付の適正化やサービス事業者への指導監督の強化もしてまいりたいと考えております。三つ目におきましては介護保険の安定的な運営ということで、低所得者などの軽減を図り、負担能力に応じたきめ細やかな保険料の設定など、安定的なサービスを図るというものでございます。以上です。
議 長	高山議員。
6 番 高山議員	今先ほどお聞きしましたこの3点が今後、このケアシステムとその今お話があったものですね、高齢者福祉に対する具体的な施策の推進にかかわる3点かなというふうに理解しているところでございます。それではこれらの計画を推進していくための推進体制というのはどのようなになっているのか、どのようなかたちでやっているのか、やっていきたいということになるのか、お聞きしたいと思いますけれども。
議 長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	これらの事業推進に当たっての体制ということでございますが、まず基本的には地域包括支援センターを中心といたしまして、効果的な取り組みを推進するために保健医療、福祉分野だけでなく地域で生活する高齢者を支えるのが非常に難しいということもございまして、行政分野含め各関係機関、また、自治会等も有機的な連携を図りながら実施してまいりたいと考えております。
議 長	高山議員。
6 番 高山議員	これらの今の推進体制につきまして、特に私は常に考えていますけれど、感じておりますけれども、どこの町でもこういった福祉のやはり最先端でやっぱり頑張っているというのは、民間ではございますけれども、社会福祉協議会があるのかなというふうに思っています。私たちの町でもそういったところとの連携は十分にとっているとは思いますが、まだまだ社会福祉協議会の活動の分野というのはたくさんあるかな。そういった意味では、今後、民生児童協議会だとかいろいろなかたちとの連携も必要になってきますけれども、ぜひその私たちの町にある社会福祉協議会が、福祉の活動の最先端の活動ができるよう

に連携を取りながらですね、頑張っていただければと思いますけれども、そういった意味では社協の役割というのは、非常に大事なかなというふうに思っておりますので、その辺についてはどうでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。今回第6期の計画を策定したなかで、社会福祉協議会とは十分な連携を図っていくというなかで話は進めておりますので、今後そのほか平取福祉会、また民間の事業所なども含めて、十分また常に協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長

高山議員。

6番
高山議員

それでは高齢者福祉計画における介護保険計画についてもあわせてお聞きしていきたいなというふうに思っています。基本的には、今、介護を必要としている人方の人数というのはですね、65歳代では、横並びで推移してきてると思いますけれども、実は、後期高齢の方々につきましては、10年前と平成12年に比べるとですね、25年までであれば、非常に、2.2倍になっているということで、特に85歳以上の人については2人に1人が、要介護の認定を受けているというような状況になっているかなと思います。また、平取町で名前をつけたゆうあい長寿さんということで、そういった方々は、これから介護に落ちていく予備軍と言いますか、そういった方々が、実はこの町の中にはたくさんいらっしゃるというふうに聞いております。ますます今後、介護で、どうしても在宅で頑張れないという方々が、介護でやはり落ちていくということは、これからやはり増えていくのではないかなというふうに思っているところでございます。まず、今回の第6期、平成27年から29年までの3年間の介護保険料でございまして、3500円ということでこれは基準額でございまして、3500円と設定しているけれどもですね、これらについては設定に至った経緯と計算根拠についてまず伺ってきたいというふうに思っています。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず保険料の3500円の設定の経緯と算出根拠ということでございます。今回第6期の計画ということであります。まず介護保険法で3年に1期とする計画の策定が義務づけられているということで、介護サービスの供給量に基づき、保険者ごとに基準の保険料が設定され、保険者の所得に応じて課せられる保険料率は保険給付に要する費用の予想額に照らし、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないという

ことになっております。これによりですね、保険料を次期３年間分の介護サービスの供給見込みに応じて算出したところでございます。その額が、保険料が４４７７円ということになります。しかしながらですね、平成２６年度まで、保険料の余剰が原資となる、介護給付の準備基金が７千万程度、残金がある。この内、５７００万を今回の計画で取り崩しいたしまして、第６期の保険料を３５００円に設定したところであります。それと、第１号被保険者の負担軽減を図るという意味でも、３５００円ということで設定させていただきました。第５期につきましては３千円ということで、１６．７％のアップでございますが、そういうかたちで今回設定させていただきました。今回この準備基金を取り崩しているということでございますが、ちょっと国の指導もございまして、保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしているということでもあります。必要以上に基金の残金を残すことは、保険給付のためにお預かりした保険料の使用目的としては適切でないというちょっと国からの指導もございまして、今回こういうかたちで基金を取り崩しながら、３５００円に設定させていただいたということでございます。以上です。

議長

高山議員。

６番
高山議員

この６期の計画の中ではですね、先ほど、担当課長言われましたように、５７００万程度を３年間で基金を使用しながら、３５００円にしていくということのお話ありました。今お話聞きますと、実際の介護の保険料は４５００円程度、４４７７円ということでございますので、その差額を基金の支消でもって抑えるということになるかなというふうに思っています。ただ、今年の予算の説明資料で見ますと、今年は介護保険の会計の基金から２３００万程度、一応、支消、取り崩す予定ということになっておりますけれども、初年度でこれぐらい落とすということになると、残りが４５００万程度、こういったかたちのなかで、実質的に繰り越しもいろいろ出てくるんでありましようけれども、実質的に３年間でどれぐらいの基金が使うというような、もしくは残るというような想定でいるのかまず伺いたいというふうに思っています。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず、今回の予算ということですが、まず、予算におきましては、平成２６年度のある程度の給付の見込み額に応じて、それにさらにある程度の上乗せをしながら今回予算を計上しております。その中で２３００万崩すということでございますが、基本的にこの３年間の中でいきますと５７００万ということですが、実質４千万程度を崩していくのかなということで、今は考えております。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今基金の支消の見込みがそれぞれ出ておりますけれども、私が言いたいのは、この6期については3500円ということで、新聞にも載りましたけれども、全国で下から5番目という、非常に安い保険料を設定していただいている。これは、私たちにとっても、年金だけで生活してる人にとってもですね、それぞれまた軽減措置もいろいろとやっていただいているということのなかでは非常にありがたい、そういうふうには思いますけれども、今予定でいきますと、4千万程度、実質ですけれども、4千万程度じゃなくて5700万程度、本当にこれから来年再来年どういうふうになるか動きはわかりませんが、私の推計では、次の7期の時には、確実に5千円を超えるだろうという私は、私なりの推計をしておりますけれども、そうすると上げ幅が1500円以上。6期はそれで非常に安い設定ではございますけれども、7期の時に、基準額で5千円以上になった時に、本当に基金が残って、少し軽減できればいいですけれども、それがなかったということになると、年金で生活してる人にとっては非常にやはり厳しいものになるであろうというふうに私は考えておりますけれども、そういったかたちのなかで、大変なんでしょうけれども、3年間平準化で3500円ということではなくて、スライド式に3500円、例えば3800円、4200円というような設定の中で、少しでも余剰金を7期に振り向けられるようなかたちのスライド資金というものについては、検討はされなかったのかどうかその辺をまずお聞きしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず、第7期に向けての保険料ということでありますが、計画上、第7期の保険料にしましては5164円ということで、いまのところ推計しております。実際今3500円ですから1500円上がるというようなかたちになるかとは思いますが、そのなかで基金も取り入れながら実施してまいりたいと思っております。それで3年間の保険料を平準化でなくスライド方式はどうかということですが、まずスライド式に対しては問題はないと思います。ただですね、単年度ごとに介護保険事業計画をまず策定しなければならないということになります。またそのなかで、国の了承を得なければならないということもございますので、今はスライド方式は考えておりません。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

一応3500円ということで3年間平準化でやるというような考え方でやる。基本的には、毎年度、一応スライド式もできるんですけれども、事務的には非

常に大変ってということも十分に理解はしています。ただ、このままでいくと、基本的には、それぞれ先ほど担当課長が言いましたように、これから10年間の中間ではですね、5100何ぼというような推計もしておりますけれども、今後この介護保険料をおさえるための、本当に具体的な対応といいますか、この3年間でそれをやっていかなければ、余剰金も何もない、次の7期の時には、1500円以上上がるだろうというようなこともありますので、この保険料を抑えるための具体的な取り組みというのは、先ほどの中にもお話ありましたけれども、特にこういったことをということがあれば、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。第7期の保険料に向けた保険料を抑えるという施策的なことになろうかとは思いますが、まず国の介護保険サービスの方針にもありますように、基本的には地域包括ケアシステムの構築ということであります。介護医療、生活支援、介護予防の充実を図るということになろうかと思えます。そのなかで、特に居宅サービスの基盤サービスの充実が求められているということになります。この居宅サービスの基盤ということになりますと、まず、今でいます通所介護、それと訪問介護、また短期入所、ショートステイですね、それらを改善なり、充実を図るということが今市町村に対する国からのお話でございます。その辺を十分、整備、また充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今のお話の中で、うちの町の施設サービスとそれ以外の施設サービスの比較をした資料がございますけれども、国は6割がそれぞれ居宅のサービス、そして施設サービスが4割ということになっています。それとは逆に、平取の場合は逆に施設サービスが6割、居宅は4割ということになりますので、そういったなかでは、施設サービスをそれぞれ1人2人よりも、広く、やはり在宅なり居宅で対応できる、そういった方々をやっぱり増やしていくというのが介護保険料をやっぱり抑えていく、もしくはゆうあい長寿さんみたいなかたちの方々を、介護に陥らない、そういうような、地域包括ケアシステムってということも言ってますけれども、そういったことが大事でないかなというふうに私は思っています。ですから、あまり施設ばかりということになっても、基本的には確かに施設もいいと思います。30人の特養つくったら1億は金が落ちる、平取町に。雇用もできるかもしれない。ただ、いろんな問題はある。受け入れする担い手になる人の確保が難しいというようなこともいろいろあるかと思っておりますけれども、私はそういったなかでですね、やっぱりこの介護保険についても、やはり

27年の次の新しい期間の検討というのはやっぱりかなり厳しくなってくるだろう。全道一円の広域化にするには7期では全く話は出ていない。8期でも出るかどうかわからない。そういったなかです、まだまだ町としての計画作りのなかで、保険料を決めていかなきゃならないということになりますので、そういった意味のなかで、ぜひこの3年間です、そういった意味では、施設偏重ではなくて、在宅の人を増やしながら、何とか介護保険料を抑える、これは保険料が上がると年金から自動徴収がされるといいながらも、やはりそういった方々、私たちもそうですけれども、そういった方々は、やはり生活に大きく影響してくるというようなことも踏まえて考えているということになればです、ここに資料もありましたけれども、ADLのまだ自立で何でもできる人方は80%、90%いる。調査やっても。IADLということで、例えば、そういった方は、集団的自立をとというんですけれども、炊事だとか買い物とか金銭の管理等についても、まだ80%以上の方がやっぱり自分でやっていける。こういう方々をです、やはり介護に陥らないような、そういうこれから施策、この3年間で徹底して、それは保険料を抑えるという意味ばかりではないですけれども、そういったことをです、私としては、そういった具体的な目標を掲げながら、頑張っていってほしいというふうに思っていますけれども、それへのお考え方はどうでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず、今回、地域包括ケアシステムの構築ということで、まず国の指導のもこの整備をしていかなければならないということであり、そのなかです、29年度に介護予防、また日常生活総合支援事業が始まるということで、27年、28年におきましてはそのなかでの準備ということになります。そのなかで、今年準備委員会を立ち上げて、それぞれの今課題となっているもの、またサービスの充実ということを含めまして総合的に検討して、また実施していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長

高山議員。

6番
高山議員

これからそういった意味ではです、先ほど申し上げましたように、団塊の世代の方々が後期高齢に手が届く。これからはどんどんどんどん、75歳以上の後期高齢の方々が増えていく。やはり独居の方も500世帯にならんとしている状況。もしくは老老介護の問題、そして家庭の中にあっても日中、本当にお一人で過ごしているという方々が、在宅でどうしても頑張れなくなった時には、やはり病院か介護の施設か、そういったものに、もしくはどこも入れなければやはり子どものところに行かなければならないというようなこともあるという

ふうには考えてますけれども、できるだけ地域のお年寄りの方々が、この町に長く住んでいるそういった方々が、この町のなかで、介護に陥らない、介護になってもこの施設のなかで対応できるというようなことも踏まえたなかですね、6期の計画については、それぞれ計画を推進していただければというふうに切にお願いをして、1点目のご質問を終わりたいなというふうに思っています。続いて、通告してありますけれども、不納欠損に係る道営草地改良事業分担金の未納と時効についてということについて、それぞれ、ご質問させていただきたいと思います。不納欠損処理をすることにつきましては、法令や契約などにに基づき、徴収すべき債権を放棄するものであり、財政面や住民負担の公平性の観点から、容易にそれを行うべきものではないということは言うまでもありません。しかし、一方で相当の徴収努力を行った場合でも、回収できない債権が生じるということは私もやむを得ないということで、そういった現実だというふうには理解しているところでございます。まず税務課長にお聞きいたしますけれども、毎年度不納欠損処理が出ておりますけれども、私たちの町においては、不納欠損処理の基準を策定しているのかまず1点お伺いをしたいと思います。

議長

税務課長。

税務課長

不納欠損ということですが、不納欠損については、地方自治法上には規定はないと。ないけれども、行政実例によれば、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取り扱いということになっていまして、時効により消滅した債権や放棄等がされた債権など、証明した債権に対して行われるものとなっております。そこで証明した債権とはどういうことということですが、これについては、債権がすでに消滅している場合と、債権がほぼ消滅状態にある場合、ある債権とに大別されます。債権が既に消滅している場合としては、私債権に分類される債権については時効の援用があった時、公債権に分類される債権については時効が完成した時、また、法人につきましては生産すべき財産が存在しない状況で破産手続きが終了し、法人格が消滅した場合などがこれに該当し、不納欠損が適用される条件ということになっております。一方、債権がほぼ消滅状態にある債権とは、債務は存在しますが法律上または事実上の理由により徴収できない場合、いわゆるみなし消滅債権といわれておりますが、こうした債権も不納欠損が適用される条件ということになっております。次にみなし消滅債権とはどういうことかというと、具体的に言いますと、税や分担金や負担金などの強制徴収公債権に分類される債権については、地方税法や国税徴収法が根拠規定になっておりまして、不納欠損の対象となっております。その内容としましては、滞納処分をすることができる財産がない場合や、滞納処分をすることにより、その生活を窮迫させる恐れがあるとき、居所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

に執行停止を行い、停止が3年間継続したときは債権が消滅することとしていて、不納欠損処理をすることとしています。一方、水道料や住宅料などの私債権に分類される債権のみなし消滅債権については、3月議会で議決をいただいた、平取町債権管理条例が根拠規定となっていて、この条例の第14条の第1号から第5号までの要件に該当する債権がほぼ消滅状態の債権、のみなし消滅債権として条例に基づき、債権放棄をした後に不納欠損処理をすることとしております。以上のことから簡単に言いますと、平取町におきましては、先ほど申し上げた地方税法等の法律や条例の規定に基づき、既に消滅している債権とのみなし消滅債権に該当する各債権について、不納欠損処理をすることとしていますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今ちょっとお話を聞きましたけれども、基本的には基準はあるということですか。

議長

税務課長。

税務課長

法律にそのような規定がありますので、法律に則って不納欠損処理をしているということでございます。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

そういった法的なものに基づいてということでございますけれども、やはり全国の町村なり、大きなところを見ますとですね、徴収の透明性をやっぱり、担保しながらですね、明確な不納欠損処理の基準を設けている所がですね、非常に多いということになりますけれども、そういった意味では、法的に基づくばかりでなく、町の不納欠損の基準を新たに設けるというようなことの考え方はないのかお聞きしたいと思います。

議長

税務課長。

税務課長

先ほど申し上げましたけれども、3月議会で債権管理条例を制定していただきましたので、それに基づいて、私債権については不納欠損処理をしているということになっていきますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

高山議員。

6 番

先ほどちょっとお話ししましたように、すでに公債権の強制徴収公債権なり、

高山議員	非徴収公債権というようなことがございますけれども、私債権ということで、地方自治体における金銭債権につきましても、ちょっと税務課長がふれておりましたけれども、それでは私がここに書いてありますように、通告してありますように、平成13年度の道営草地改良事業の未納に係る債権の時効についてをまず伺っていききたいなというふうに思っています。まず、産業課長にお聞きしたいと思っておりますけれども、この事業の内容について、事業内容、事業主体、受益農家戸数、事業費の財政負担割合等についてまずお聞きをしていききたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
議長	産業課長。
産業課長	お答えをいたします。平成13年度に実施をいたしました道営草地整備改良事業につきましては、事業主体につきましては、北海道、道営ということで北海道になっております。それぞれ分担割合ということでございますけれども、事業の分担割合ということでございますけれども国が50%、道が22.5%、受益者については5%、残った分については町が負担するというようなかたちで実施をしているということで、この不納欠損が生じた事業自体につきましては事業費につきましては、これは事業自体堆肥舎と尿だめ施設、それに伴う水道管移設ということで、堆肥舎自体で事業費につきましては2293万2249円、受益者の分担金については5%ということで114万6612円、尿だめで事業費は526万7973円。受益者の分担金につきましては5%ということで26万3399円、それに伴う水道管移設につきましては、事業費で102万9971円、分担金につきましては事業がちょっと変わって、この事業と違うということで分担金自体につきましては22.5%、受益者のほうですね、で、23万1743円となっております、分担金合計では164万1754円というようなかたちになってございます。事業費の割合について、不確定なところがありますので、後ほどまた正確な数字を述べたいと思っております。
議長	高山議員。
6番 高山議員	それでは次にですね、この実は事業をやった時にですね、当然にして受益者農家の戸数は何件かあったと思っておりますけれども、当然にして受益者の負担金、分担金が出るということがわかっていた前提で、もちろん事業を始めているかと思っておりますけれども、なぜ、払えなかったのか、その辺の理由について、お聞きしたいと思っておりますけれども、いかがですか。
議長	産業課長。
産業課長	平成13年当時の書類等を見て経緯等を見たところですね、受益者自体が要望

していったかたちのものと若干、工法というんですか、場所ですとかそういうものが実際に工事のかかる際に傾斜地の関係等で場所が動いたり、土の入れ替えをしたりだとかということが発生してきたと。設計段階では想定していなかった部分が出てきたので、受益者と事業主体、また町等が協議をしまして、変更等をかけていったというふうに聞いております。その際に水道管等についても、それに伴って移設を行っていないといけないということで、受益者に説明をして工事を実施していったということでございますけれども、事業が終わった段階で当初と違うというようなかたちの申し入れ、受益者のほうからですが、このようなかたちでの工事ではなかったんじゃないかということで、十分工事をやる際にですね、説明、協議等は行ってきたというようなことで記録されておりますけれども、受益者自体は意向と違うようなかたちでの工事になっているので、事業費等の算出についてもこれはそのままではちょっと受け入れられないというようなことがございまして、それが続いてきて納入されてきてなかったというふうに記載されております。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

それではあわせていろいろと内容等については約 3 千万の事業の中で個人の受益者の負担が 1 6 4 万。そのほかに先ほど聞きますと、それぞれ国や道や町やということで、それぞれ負担があるように思いますけれども、とりあえず個人の受益者負担につきましては、1 6 4 万ということですが、これが未納になって時効になった経緯について、それぞれ伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長

産業課長。

産業課長

それではお答えをいたします。お話しのとおり、平成 13 年度に実施をしました道営草地改良事業により、町内農業者が堆肥舎と尿だめ、水道管の移設を行ったけれども、その分の受益者分担金が未納となっているということで、北海道への事業費の分担金の納入につきましては平成 13 年の 12 月に平取町が納入をして、翌年の 3 月に受益者から平取町に納入されるという手続きで事業を実施してきております。その際に、納入がなかったためにその後、受益者とも、その農業者とも協議をして支払いをお願いしたいということで、話し合いをしてきたところでございます。その間、毎年度納入通知書等を送付して当該人とも話し合いを行って納入を促してきたところでございますけれども、その時点では行政として、毎年度納入通知を送付することにより、時効が中断されて、債権が有効となっているというような判断でございました。未納がその後もずっと続いているということで毎年、その農業者と協議等納入についての話し合いを続けてきたところでございますけれども、未納がその後も続いているとい

うことで、決算審査等でも指摘がございまして、そのような金額が未納になってるというのはよろしくないのではないかとこの指摘はもちろございまして、産業課としても納入を促す話し合いなど、その後も継続して続けてきたところでございますけれども、平成25年度にこのままでは解決に至らないという判断から滞納処分も含めた強制執行等の対応をとるために、事務手続について調査をしていたところ分担金につきましては普通公共団体の督促滞納処分の対象になる債権であり、滞納処分対象になる債権については時効が5年間ということが判明をしたところでございます。これにつきましては地方自治法236条第1項の規定によるものでございまして、納入通知書による時効の中断効力につきましては最初の納入期限までの1回のみが中断の有効ということであることが判明したところであります。このことからですね、この件の受益者の分担金につきましては、平成18年度に時効が成立し、債権消滅というふうになっているということが判明したところでございます。それを受けまして、平成25年10月16日に開催しました議会の産業厚生常任委員会におきまして経緯等について説明を行ってきているところでございます。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

未納から時効に係る経過については、私もこの25年の10月の産業厚生常任委員会の会議録を見てだいたい了解をしています。ただ、これは1点だけ確認をしたいんですけれども、これは時効になるよということについては、内部の中で協議の中で、それが出てきて調べたということになっているということで確認してよろしいですか。それとも相手方が、いやいやもう時効じゃないの、ということ言われてから調べたということではないですよ。

議長

産業課長。

産業課長

先ほど言ったとおりですね、強制執行等も含めて差し押さえ等も頭に入れながら解決していきたいということで、こちらのほうでその事務手続を進めるということで調べているうちに判明したということで相手方から話が出てきたことではございません。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

基本的に今お話ありましたように、この受益者の方の事業費については2900万程度、こういったかたちのなかで、本人の受益者負担については、結局は払わないで時効になってしまったと。そのほかにも、先ほどもちょっと、それぞれの負担割を・・ますと、国と道と町が实际的に・・には・・きれなかったというのが、5年で本来であれば差し押えだとか、財産差し押さえということ

になるのが適当だけれども、それは行政のミスということで理解してよろしいですか。

議長

産業課長。

産業課長

おっしゃるとおりですね、これは行政のほうの判断ミス、事務手続の誤り、18年度で時効が成立してこれは援用が必要のないということで時期が来たら、時効が発生するということで債権消滅となるというふうになっておりますので、これについては町の事務手続の誤りということになります。

議長

高山議員。

6 番

高山議員

それでは、町の理事者にお聞きしますけれども、2900万程度の事業をやって、基本的には、それぞれ受益者負担を払わない、町の負担もあった。それが14年間、そういうかたちで、現在にきていて、それが平成25年の10月の産業厚生常任委員会のなかでは、副町長、産業課長、町長がそれぞれ対応していますけれども、そのことについて、町のミスだということのなかで、その内容について町に損害を与えたということの中の内容について、どのように対応されてきたのか、まず1点伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それでは私からお答えをさせていただきたいと思います。前段ですね、ただいま産業課長から、答弁ありました道営事業の分担金の率について若干訂正をさせていただきたいと思います。それでまず堆肥舎と尿だめ、この二つについては受益者負担が5%ということになります。単純に道の負担は27.5%、17.5%の2分の1、3分の1が町、3分の2が道ということになります。当時のパワーアップ事業の対象になったということでございます。あと水道事業につきましては水道移設につきましては、受益者負担が22.5%、道が27.5%、国が50%ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ただいまのご質問にありました、どういう整理をしたのかというようなことでございますけれども、先ほど来、税務課長、また産業課長のほうからお話がありましたとおり、当町におきましては、本事案以外にも未収金対策については常日ごろから、監査委員、また議会の決算審査委員会からそれらの結果報告の中で収入未済の発生防止に向けて抜本的な対策を講じるようということで常々、指摘をされていたところでございます。これらの状況を踏まえまして、ただいまの道営事業の時効の成立問題含めて、平成26年度の収納対策会議のなかで、平取町債権管理基本方針、そして私債権等の管理回収等の手引きを策定するとともに、先ほど税務課長が申しました平取町債権管理条例の制定につ

いて、3月議会に提案をさせていただきました、可決成立させていただきました。本年4月1日より、この条例については施行をし、未収金対策をはじめ、債権管理の適正化を図ってまいることとしております。また本年4月の機構改革では、税務課に収納対策係を新たに新設をいたしまして、収納率の向上をはじめ、適正な債権管理に取り組むこととしておりますので、ひとつご理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今、副町長お話しされたことについては、私も理解ができます。ただ、町にこれだけ損害を与えたということのなかで、町の理事者が町民に対してどっかで謝罪をしたり、報告をしたことがあるのかということをもっとお聞きしたいんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長

副町長。

副町長

ただいまのご質問の件ですけれども、いわゆる町民に対して謝罪をしたことがあるのかということでございますけれども、先ほど産業課長のお話もありましたけれども平成25年の10月16日に時効成立の関係については、担当常任委員会であります産業厚生常任委員会に報告をして協議をいただいているところでございます。これらについては、担当課長を含め、副町長、町長ともですね非常に反省をしているということで大変申しわけなく思っているというような陳謝をしながらこの常任委員会に臨んできたということで、改めて町民全体に対してそれらの謝罪をしたということは、今のところございませんので、ご承知おきをいただきたいというふうに思います。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

25年の10月の16日の産業厚生常任委員会のなかで、たしか当時は、人数が少ない委員会でありましたけれども、このなかでの会議録は読ませていただきました。その中でも、各委員から非常に厳しいご指摘がありました。・・事業をやっている方で正規に分担金を払って事業をやった方々もいる。そのほかの方々もいらっしゃる。ましてや、このなかではそういった意味では9万円で職員が懲戒免職になってるっていうそういう厳しいときもある。そういったなかで164万とは言いながらも、そういうかたちのなかでですね、これからも、陳謝をしないのか、例えば今回の、この25年の10月の時のあとの議会だよりを見ても、これは議会の問題ですけれども、あれだけ長くやったことが議会の広報委員会の議会だよりのなかでは一切書かれていない。ですから今の問題は、地域のなかでくすぶっている。例えば、町に物を申して、変な語弊がある

言い方ですけども、クレームをつけたらお金は払わなくていいんだなんていうことが、やはり地域のなかで、いろいろとくすぶっている。やはりこういったかたちのなかで、私は経過は理解するけれども、結果についてはやはり164万も個人が払っていない。全く道義的責任も感じていないのかどうかというのはちょっとわかりません。ただ、このことが14年間もどこにも出ていない、そういったことが、こういった受益者本人が、これは話がもう全部終わったのかなというふうな考え方でいるのかどうかわかりませんが、やはり、自治基本条例のなか見ても、情報共有とか説明責任だとか、公平だとか透明性がとかということ担保するということがそれぞれ書かれているけれども、今後ともこれだけ損害を与えた内容等について、どっかの段階で、基本的には、町長が謝罪をする、報告をするということは考えていないのか、お聞きしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

本件については、今、高山議員のご質問にありましており、負担の公平性というのを原則とすれば当然、今回の時効が成立したということについては、当方の事務処理ミスということになりますので、それらについてのいわゆるその1点だけをとらえると、かなり我々の事務処理について重大なミスがあったということは感じております。しかし全体的な不納欠損の部分、負担の公平性をとらえるとこの点だけに限定するというのはなかなか難しいのかなというふうな気がしております。そういうようなことから、この事案だけをとらえてということになるとなかなかまた、厳しいものがあるのかなと。ただ、問題、内容そのものが我々の事務処理のミスで時効が成立をしたということがございますので、これらについて、この事情を明らかにしていかないと謝罪の意味もないというようなことになりますので、これらの事情を明らかにするということになると当然、相手がいることとございますので、いわゆる個人情報とのからみもありまして、デリケートな部分もありますので、その辺については慎重な対応が必要なのかなというふうに思っております。そういうようなことから、現時点でこれについて、町民にオープンに謝罪をするということについては、今のところ考えておりませんので、ご理解をしていただきたいというふうに思います。

議長

高山議員。

6 番

高山議員

不納欠損にはやっぱりいろんな理由があるかなというふうには思っています。それぞれ税のこともありますし、いろんなことがあります。ただ今回のやつは、基本的には相手方の例えばミスではなくて、町のミスだということになれば、やはり、どっかで、きちっとやっぱり報告するべきかなというように私は考え

てます。ですから、このことがどこにも出ない。だから、14年間も、3千万も工事やって町のお金も入っている。個人の負担だって、結果的に全部チャラになった。そういったものは、道義的責任すら感じるような状況ではない。ですから、不納欠損だって、先ほど僕言いましたように、いくら徴収の努力をしてももらえないところというのはやはりたくさんある。それと同じくして、それを出せということを言ってるわけではないんです。ただ、明らかに町のミス、結果ですよ。経過はわかります。結果、町のミスであれば、その責任たるものについてはきちっと謝罪をはっきりしたかたちのなかでやはり謝罪なり、報告なりがあってもいいんじゃないかなというふうに私は考えています。ですからこの本会議でやったということは、この内容は全部外へ出るということですから、やはりきちっと謝罪をしないって、ほかのこともあるから謝罪しないということが、それで対応できるのかどうかというものについては、町長としてはどう考えてますか。

議長

町長。

町長

本件の内容については、町としても、お互い、相互の信頼関係のもとに理解を得ながら何とかお支払いをしていただくということでお願いをしてございましたけれども、5年を経過すると時効が成立するというような法的な根拠から最終的に不納欠損に該当することが判明いたしまして、議会にも報告、陳謝したところでございます。そういったなかで、当然にして事務処理の不手際でございまして、大変これらのことについては大変遺憾に思っているところでございまして、深く反省をしながらですね、今後この誤りのないように具体的な対策を講じているところでございますけれども、今申された明らかにすべきということについてはですね、副町長からもお話がありましたように、個人情報、あるいはデリケートな事案でございますので、十分その辺については、慎重に内部でも詰めながらですね、対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

ちょっと時間がなくなってきているので、や、時間はまだあるんですけども、昼前でやめたいなというふうに思ってますけれども、私としてはやはり不納欠損の中身の内容が違う。これは町のミスによって、164万、もしくは負担割合でそれぞれ道の3分の1ですか。そういったものもお金を投じている。14年間も2900万もの事業をやったものがただだまって使ってる。これは道義的責任ですから、個人の問題もありますからあれですけども、別に名前を出して指摘するわけではないですけども、やはり、一生懸命やっぱりそういうかたちでやってる方っていうのは隠すことよりも、やはりどっかで報告すると

いうことは必要でないかなというふうに私は考えていますので、その辺もですね、当然にして、予防の対策というのはとってくれているとは思いますが、やはりそういったかたちでなにかあったときにはですね、やはり理事者自らやっぱり報告をする義務があるんじゃないかなということですね、私は考えていただければなというふうに思っています。ただもう1点だけ。この税務課長に聞くんですけども、この強制徴収公債権の中には、どんな種類の、例えば時効は5年で、裁判所へかける必要のない、これは公債権の例えば町にかかわる、実はものは何があるかちょっと教えていただきたいと思います。

議長

税務課長。

税務課長

それでは、お答えをいたします。強制徴収公債権に該当する債権としては、町税時効5年、保育料時効5年、国民健康保険税時効5年、介護保険料時効2年、後期高齢者医療保険料時効2年ということになっております。以上です。

議長

高山議員。

6番

高山議員

それでは今お話のあったなかですね、時効がそれぞれ強制徴収公債権ということでございますので、そのなかで1点だけ確認していただきたいですけれども、介護保険料の強制徴収公債権の一つですけれども、介護保険でも、実は年数たってるものについては時効で不納欠損で落としているということになりますか。保健福祉課長。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。介護保険につきましては、時効2年ということでございますが、本人との話し合いによりまして、時効中断というようなかたちを設けております。そのなかで、2年以上の滞納があれば基本的にはペナルティが給付に課せられるというような状況でございます。以上です。

議長

高山議員。

6番

高山議員

今介護保険のお話は未納が残っていると、今度使うときに1割負担がペナルティで3割になる。だから、時効になっても、一応それはそのまま残しておくというようなケースもあるかと思います。ただ、保育料だとかその他のものは、どういう対応をしているのか、税務課長にお聞きしたいと思います。もうないということですね、時効になって。

議長

税務課長。

税務課長 納期限の翌日から起算ということで、それで5年とか2年とかっていうことになるんですけども、途中一部納付とかですね、納付がなくても、債務の承認というのをしていただければ、またそこから5年間なり2年間なり伸びるということになりますので、そういう取り扱いを行っております。以上です。

議長 高山議員。

6 番 今の税務課長のお話ですけども、実際にそういう事務処理をやっているというケースはあるんですか。

議長 税務課長。

税務課長 そうというような事務処理で今行っております。

議長 高山議員。

6 番 ちょうどお昼ですので、あれですけども、ただやはりこういった不納欠損に係る時効ということも含めてですね、やっぱりこれ町ももちろん私たち民間も議員もそうですけれども、そういったところにはやっぱり責任あるかと思えますけれども、やはり町がやっぱり、法を守りながら地方自治法を守りながら事業やってきている。おのずと経過わかったとしても結果がそうであれば、やはりその時の理事者というのは、やはり報告をして謝罪すべきだっていうのは、私の考え方です。ただ、今副町長言ったように、そのあとのことについては、きちっとされているということですから、特に言うことはございませんけれども、ただ私の知っている範囲のなかでは、保育料についても10年ぐらい前のものも含めて、まだまだ残ってるな。これは保育料だけではないからいろんな影響が出てくるからあまりさわりませんが、やはり、どっかでやはり、そういうミスがあったときには、責任者は、町の理事者ですから、理事者はどっかでやっぱりきちっと謝罪をすべきだということを申し上げて私の質問終わりたいと思います。以上です。

議長 これについての、今の分についての答弁はよろしいですね。高山議員の質問は終了いたします。休憩します。

(休憩 午前12時00分)

(再開 午後1時00分)

議長 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。7番井澤議員を指名しま

	す。 7 番井澤議員。
7 番 井澤議員	7 番井澤です。今回質問は 2 点ありますけれども、まず第 1 点目については、特別養護老人ホームかつら園の増床改築について、質問をいたします。まずはじめに、今年までの計画でした町の後期 5 か年計画にこの平成 27 年度、最後の年にかつら園の基本設計等のことが盛り込まれてましたけれども、それが抜けていった理由等について、お聞かせいただきたいと思います。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	お答えいたします。質問の内容なんですが、かつら園の基本設計ということでしょうか。27 年度にかつら園の基本設計があがっていたということでしょうか。
7 番 井澤議員	はい、そのような計画があったように認識して、私も楽しみにしてたんですが、違ったでしょうか。
保 健 福 祉 課 長	基本設計についてはですね、予算上は計上していないということになるかと思いますが。
7 番 井澤議員	わかりました、私の勘違いです。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	大変最初から勘違いして申しわけありませんでした。現在のところ平成元年にできました特別養護老人ホームかつら園について、27 年、約 30 年近い年月がたっていますけれども、施設の老朽化等もありますけれども、世の中の特別養護老人ホームというのは、個室ユニット化ということで、それぞれ個室で利用者の方がお過ごしただいて、そのなかで何人かのグループで、家庭のようなかたちをつくってやっていくというのが、今、主流となって、国もそれを進めている状況ですけれども、かつら園については、そのような状況じゃなく、ここまで、27 年間良い介護を続けてきていただいたと思いますけれども、50 床という限定、まあショートステイ 5 床がありますけれども、50 床という限定のなかで、現在、大勢の待機者がおられるというなかで、今後の増床、増築計画についてはどのように考えておられるか、お示してください。
議長	保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず、本年4月よりですね、入所対象の基準が変更になりました。介護保険法に定める、介護認定審査会において要介護3から5の要介護者が入所対象ということになります。要介護1、2についても、市町村により特に必要と判断される場合には入所可能というような状況でございます。それで、今の特別養護老人ホーム平取かつら園の入所待機者数ですが、議員おっしゃります定員50名でございます。今満床でございます。そのなかで入所待機者は5月末現在、20名ということになっております。それに保留者8名ということでございます。この保留者というのはですね、長期入院の方、また家族は、そこに入所していただきたいが、本人が拒否してるっていうような状況で、その方が1名いて、計8名ということになっております。待機者のうちですね、介護度3の方が9名、うち3名が在宅ということになります。そのほか6名につきましては他町の施設、また入院ということになっております。介護度1、2の方が11名おられます。内、在宅が5名ということです。そのほか、6名の方が町外施設また入院ということになっております。平成24年の2月に最高で64名いた入居待機者に比べまして半分以上に減少してるというところでございます。これは、平成25年度に開所いたしましたころのホームふれないへの入所が主な要因かなということでございます。それにまた死亡された方、また、病院に入院された方などにより、減少ということになっております。また現在かつら園に申し込んでいるうち、在宅の待機者8名中、要介護3以上の方が3名ということであります。これに対して年間かつら園より退所される方、また死亡、入院等で10名程度が退所されるということになります。したがって、特別な事情がなく、国のルールに従って入所判定が行われるとすれば、年内に入所できるものと考えられます。また、町外施設に入所している方については、基本的に平取町に戻りたいという方が、まだ緊急がないものと、空き状態ということで考えているところでございます。それで、今質問にございます、個室化の配慮とか、また増床改築の必要性ということでご質問がございましたが、まず国の介護保険制度の方針に従いまして、先ほど高山議員からも質問がございましたが、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、地域包括ケアシステムの構築、また介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図るものでありまして、特に在宅サービスの基盤の整備を図ることが求められているというような状況でございます。現在平取町において施設サービスとそれ以外のサービスの比率ということで、全国の割合が施設4に対してその他の施設が6ということになります。平取町はその逆ということになります。施設が6でその他のサービスが4というようなかたちになっております。こういう状況も踏まえまして、最も需要の多い通所介護デイサービス、これを安定的な運営をしていくため、基本的なサービス以外、また運動機能の向上、それから栄養状態の改善、口腔ケアなどの向上、サービス充実を図るものであります。さらに、訪問介護、これはヘルパー事業でございますが、利用者のさまざまなニーズに対応して効率的なサービスが提供できるよ

う強化を図るものでございます。以上のことから総合的に判断しまして、現在におきましては増床改築を早急に行なう環境はないということの認識であります。以上でございます。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

今、早急に増床等を行う状況ではないということでしたけれども、ご存じのように、高齢化は進んでますし、お元気で自宅で過ごされることが望ましいことですし、それに見合うサービスも平取町内で今のお話のなかでも国の方針に従ってやるということですけども、具体的に、特別養護老人ホームというのは、ご存じのように、先ほどつくられたといった認知症グループホームとは違って、医師の常駐はありませんけれども、嘱託医師の診察はありますが、看護師が必ず在籍しているというなかで、介護のなかで医療に関することがとてもよく行われるというのが特別養護老人ホームのやっぱり一大の特徴かと思います。今後要介護度の進んだ方々、もう今は3ということですけど実質的に4、5となったときに、そういう方、ご利用者の方に対応するのに看護師がいるというこの特別養護老人ホームの良さということがありますし、今後、高齢化するなかで、この平取町内で先ほどショートステイ5床と言いましたけど10床の間違いでしたけれども、あわせてその役割や違うことになってますけれども、60床のなかで対応していくにはどう見ても、この50床という特養のベッド数では、近未来に耐えられないのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保 健 福 祉
課 長

お答えいたします。基本的にですね、50床ということで、実際振内には認知症のグループホームということでございますが、基本的に、これ以上増床するというのであれば、介護給付の増加が見込まれる、またそれに伴いまして、保険料の引き上げもしなければならぬということになります。またさらにこの数年、平取町に限らず介護職員の人材確保も非常に難しいという状況でございます。そういうなかで、今の50床で何とか運営していただいて、その後、先ほども言いましたように、在宅等、そのなかでも、ショートステイなりデイサービスということのなかで事業を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

このようにお答えいただきましたけれども、今、こころのホームができて2ユニット18名で事情のなかでかつら園からこころのほうにも行かれたような方がおられたように把握しておりますけれども、今デイサービスのことについて

も、また、訪問介護、ヘルパーについても、例えば、デイサービスについては今かつら園にしか町内ではないというところですし、その利用率については、上がったたり下がったりということがありますがけれども、ヘルパーステーションで町と密接な関係持って活動していただいている社会福祉協議会のヘルパー活動については、土日休み、土曜日は一部やっているようですけれども、24時間体制というのはとっていないという状況のなかで、このサービスが向上させていきたいという、意思はわかりますけどそれに対してのどのような財政処置がされるかという数字もまだ把握しておりませんが、今待機している方が、課長の説明では、対象者の方がおられれば今の20名ということですが、私昨日施設行ってきまして28名ということで30名をちょっと切っているような状況にはなっていると思いますけど、これは、退所者が予測ではあっても、介護の状況がよくて、お元気で入所を続けたらば、希望している人、待っている人は入れないというような状況がありまして、そう今後の見通しが在宅のことといって力を入れてるから、この特養のことについての増床計画については、今は考える必要がないというのは、大変甘い認識ではないかと思いますが、実際に今待機しておられるご本人、またそのご家族の介護の状況を考えたときに、やはりこのあと、入所希望者が増えるということは、否定できない、増えていくというのは当然なことだというふうに考えますので、どのような段階で、今はできないというけれどもどの段階でどうみていくか、この例えば、介護報酬、介護保険料が介護アップしたらかかっていくというのはそれは後ろ向きなことだし、職員が確保できないというのもそれも後ろ向きなことであって、この平取町での介護のまず基幹となる特別養護老人というのは、入所機関としては大変重要だと思いますけれども、その辺の認識について、実際の待機しておられるご本人あるいは介護しておられるご家族の状況について認識が少し少ないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

今ですね、かつら園の入所待機者の関係でお話ございましたが、基本的にうちで取りまとめている状況でありますと20名と、それと保留者が8名ということで、それで28名ということになります。実際ところ。ただその保留者というのは実際のところ長期入院の方が7名います。1名がですね、家族は当然その入所をさせたいというのですが、本人が入りたくないというそういう状況で、8名ということになります。ですから実際のところいきますと20名、かつら園に申し込んでいるという状況でございます。それとかつら園の増床ということになります。先ほど私も人材不足ということでお話ししておりますが、基本的に、昨年、こころのホームふれないのほうで、デイサービスを行いたいということで、それで事業のほう進めたいということで、そういうお話がございま

した。そのなかで実際やっていく上で介護職員の人材がなかなか確保できない。実際事業進めたいけどできないという状況で、昨年、断念いたしました。それもデイサービス、10名程度ということで、そこでできれば、非常に在宅介護にとっては非常にいいことかなということで話はしてたんですが、実際のところ日高管内も含めて、特に平取もそうですけど、実際のところ働く人がいないという現状でございます。それで、今の待機状況も含めながら総合的に判断したなかで、今のところ増床は考えていないということで説明を申し上げたところでございます。今後、かつら園も27年の経過ということでございますが、今後、今の状況を把握しながら、当然総合的な判断をしていかなければならないかなと思いますが、現時点では増床するという考えはございません。以上です。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

27年という年数のなかで、どんな施設も10年ごとにいろんなことで改修というのか、手当てをしていかなければ、いろんなところが、傷んできて、遅らせてしまうと手遅れになって、被害額も大きくなるがありますが、特養かつら園についても27年のなかで、いろんななんというか不具合というのか、損傷箇所が出てきているように思いますけれども、屋根防水に、雨漏りがするというようなことのなかからこの老朽化、27年といったら鉄筋コンクリートで新しいようではすけれども、1階建てで、ですけど屋根防水に雨漏りがしてくるといようなことのなかで、いろんな費用がこのあと、かかってきますので、そういうことともう一つは個室ユニット化っていうのを改築のなかで取り組んでいって、現在での特養入所介護の水準に近づくって意味ではそういう意味での、個室化の改築、改造等もまた必要になってきますので、いろんな老朽化に伴う費用とそれから社会的な要望である個室化のことを、平取のかつら園についても進めていくことが必要なんではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保 健 福 祉
課 長

お答えいたします。まずかつら園の老朽化ということでございます。本年度、かつら園の屋上の防水をしたいということで、かつら園からお話ございました。そのなかで補助を見込んでのお話ということできました。かつら園のほうでは、開設してからまだ1回も防水をしていないという状況でございました。その防水の質そのものはどうかそれはちょっとよくわかりませんが、本年度です、そういうことで行いたいということで補助が当たらないというなかでまた、今後本年度検討しなければならないということでもございます。それと入所の個室化ということでありますが、今、井澤議員のおっしゃるとおり開所す

るにあたり個室化が基本となっております。現施設は当初より多床室にて許可をとっているという状況でございます。それで運営しているような状況であります。現在カーテンで仕切りをしているような状況ということになっております。それなりにプライバシーの配慮はされてるかなということでもあります。今後ですね、増床、開設するに当たってはその辺は十分考慮しなければならないのかなということでございます。以上です。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

今の個室化のことについてですけれども、私が札幌の老人ホームで6年間勤めていた経験を持っていますが、直接特養の施設長ではなく軽費老人ホームの施設長の経験ですけれども、法人事務局長として、全体を見ておりましたので、私のいたところも一部個室ということで、古い施設45年の施設と20年近くになる施設、15年ぐらいの施設だったんですけれども、建物としては古い施設をどう生かしていこうかということなかで、押し寄せてきた個室ユニット化ということ、どう取り組むかということ、いろいろやってみましたけれども、札幌市内のそのそういう個室ユニットで新しくできた施設等を見る機会も多かったわけですが、改築して、個室化をしたような施設につきましてはですね同じご利用者が入所しておられて、多床室、カーテンで仕切ったところのなかで排せつ介助等もしている状況と、で個室化した時ですね、一番に違うのはご家族を含めて、お見舞いに来られる方が非常に増えるという。倍とは言わなくてもとにかく、それまでの多床室の、要するにプライバシーの守られないような状況のなかでご家族が来ても、排せつ介助等をしているときに、やっぱりそれはそれで受け入れなきゃいけないけれども施設のそういう状況のなかで、ご家族がお見舞いに来ても、ご本人もそうだと思いますけれども、それに耐えているというような状況がありますけれども、個室化したときに、それは臭いもとんでいかないし、見えることもないというようなことのなかで、個室化するのは大変なコストはかかるけれども大変良いその、少なくとも特養において介助の方法なのではないかと思っておりますけれども、そういうことを考えて、そういうことの私経験を持っていますけれども、ぜひそういう意味では、現状のかつら園についても、増築あるいは建て替えということが近い将来難しいとしても、個室化による建て替えについては、計画を持ってやれば、できることではないか、それによって介護の質が上がるし、ご利用者、またご家族のその安心感も増していくのではないかと思います、そのことに関してはいかがでございましょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉

個室化につきましてはですね、基本的に今運営しているかつら園、平取福祉会

課長	のほうと十分、今後検討していきたいとそのように考えておりますので、よろしく願いいたします。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	それでは将来のことになりますけれども、今現時点で計画が増床の計画、あるいはその個室化の計画については、現時点ではないということですが、将来のことになりますけれども、現在、かつら園でご利用の方が、ご病気になってお医者様というか、病院に行かなければならない。町立病院ですけれども、町立病院は、私ども車を運転する者からすれば、かつら園から町立病院、目と鼻の先のように思いますが、実際には、緊急の場合については救急車で対応しなきゃいけないという距離、1キロちょっとあるんじゃないかと思えますけれども、そういうことのなかで、顧問医師というのか町立の病院長さんに週1回診てもらえるっていうそういうような契約化進めているということですが、いざというとき、何か緊急のときにやったときに、病院、最寄病院というか町立病院がすぐそばにあるということが何よりも、ご利用者にとって、家族、また施設職員にとっても安心となると思えますので、今後、計画、かつら園の特別養護老人ホームの増床改築等の計画については今計画されて、土地の、民有地の提供していただくようお願いを始まったというところですが、その病院ができた折には、ぜひ、そのあとに隣接地、病院の隣接地へ渡り廊下等で速やかに移動できるような、そういうようなことを考えていただきたいと思いますけれども、その病院隣接地への移動のことについてはどのようにお考えでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課長	今現在、国保病院の改築が予定されているところであります。この隣接地に施設を建設するということでもあります。これに関しては、救急搬送などを考えると、非常に効率的なものではないかと考えるところであります。現在の特養かつら園は、平成元年に開設されまして、27年たっているという状況で、耐久年数からみても老朽化の施設には問題ないということでもあります。今後高齢化率30%、10年後には36%ということになります。その後なだらかに減少するということではありますが、施設を整備するにあたり、中長期的な視点に立って場所、またその辺も含めて、総合的に判断していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	井澤議員。
7 番	お話伺いましたが、今、病院建築を最優先ということで先だって議会全員協議

井澤議員	会に町から用地の候補地そして買収等のことについて、説明を受け、現在お住まいの方についての病院側からのお願いの説明もされたということで聞いていますけれども、今大変大きな器っていうのか、病院についてが最優先でやってきまして、建築から今後の設計建築からいきますと、多分、開院、病院として新規病院が開院するのは平成31年になろうかと思えますけれども、そのあとのその病院が建て終わった後に、どのようなそのなんていうか器ものというか、最優先課題、私としては、特養が最優先課題だと先ほどから言っているように思ってますけれども、そのようななかで、一番病院のあとに最優先とされるべき、町内、必要な施設、機能については、どのように考えておりますでしょうか。川上町長にお聞きしたいと思います。
議長	町長。
町長	それでは、私のほうから、ご説明申し上げます。今保健福祉課長から答弁のように、平取かつら園の待機者の内容から、現状で十分対応できるということから、現在のところ町の考え方としては、かつら園施設については、今のところ増床する考えは今のところ持っておりません。ただしですね、現在いわゆる団塊の世代で最も高齢の方は65歳の高齢者年齢に到達しておりますが、その方たちの多くが、75歳以上の後期高齢に到達する時点、いわゆる西暦2025年、平成37年を含めてその推移を検証しながら、今後社会福祉法人をはじめ、関係機関とも十分連携しながら、その対策を考えていくことが重要になるというふうに考えております。またご承知のとおり、国の介護保険サービスのあり方については、今後はやはり施設ではすべて収容できないということから、在宅に重点を置いた方針が示されてございまして、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した生活が一番望ましいというふうに考えておりまして、そのためにも、先ほど来、お話があるように在宅ケアシステムの構築をしっかりと強化していくことが大切であるというふうに思っておりますし、また将来、新しい病院ができて、仮に隣接地にそういった施設を整備するとしたらですね、やはりできるだけ自宅での生活に復帰できることを目標にできる施設が望ましいというふうに考えてございます。しかしながら、介護保険施設の整備については、同時に介護保険料の引き上げにつながることから、総合的に勘案しながら、慎重に進めなければならないというふうに考えておりますので、答弁いたします。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	町長のお答えをいただきまして、先ほど課長からの回答も、そして午前中に質問された高山議員の介護保険料の今後の見通し、いろんなこと考えますけれども、今、特養を含めて、介護保険にかかわる、町内での業務のなかで十分にそ

の、何というか、業務機能が果たせていない、例えば、デイサービスセンター、ヘルパーステーション、グループホーム等含めて、十分にどうぞ要介護あるいは要支援の方々にですね、またそのご家族の方に、どうぞご利用くださいという、威張ることはないけれども、大丈夫です、ご利用くださいといえる状況にないので、今まで前３年間は３千円の介護保険で済んだということがありますが、今回これから今年からの３年間は３５００円に５００円アップするということですが、高山議員が先ほど質問の中でご心配しておられたように、介護保険料が不足になる、足りなくなるぐらい、上げなきゃいけないぐらいなその介護の提供を今、居宅サービス関係で一生懸命やるということを、国の方針でありますけれども進めるということですが、その辺のことについて、具体的などころは、これからの６次の計画の中に入っていくんでしょうか、介護保険だけは別に、介護保険というか、介護保険に関するものについては、別に計画されていくことになるんでしょうか、お聞きいたします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。介護保険そのものは介護保険事業という中で進めてまいりたいと思います。それも、総合計画の、第６次の中で取り組みながら、また進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長

井澤議員。

７番
井澤議員

１番目の質問はこれにて終わりたいと思います。続きまして、２番目の質問をさせていただきます。ちょっと失礼します。２番目に、地域ブランド化に必要なびらとり和牛生産への体制の支援についてということに関しまして、お伺いいたします。今月、６月１１日に、平取町の家畜共進会が小平の会場で開かれまして、和牛に関しましては６か月齢から経産牛まで４部門において審査され、５０頭もの頭数が出陳されて、評価され、大変、審査員の方からもびらとり和牛の質の高さをお褒めいただいたとこでありますけれども、このびらとり和牛がここまで、地域ブランドとして確立したなかには、町そして農協、個別の農家、普及所いろんな関係者の方々の努力があつてのことだと思っておりますけれども、現在、平取の黒毛和牛については、１６００頭ほどが、飼養されているという状況のなかで、繁殖育成、そして肥育ということで、それぞれが農家経営、あるいはその畜産公社も入ってきますけれども、行なわれているところですが、まず一つ目に肥育に関する事のなかについてお伺いをしたいと思います。肥育につきましては、近年の平取町内での肥育については、４００頭前後、だいたい４００頭を超えてますが、平成２５年だけは３７６頭とちょっと４００頭を切ったような状況ですけれども、ここ７年ぐらい４００頭のベースで肥育牛が、生産、出荷されてますが、肥育牛に関しまして、肥育牛が出荷されなけれ

ばびらとり和牛というのは、食べていただけないわけですがけれども、その肥育の段階のなかで、肥育素牛から肥育を仕上げていきますけれども、農協それから普及所等の技術の中では、36か月齢を肥育の進めることを目標としているということですがけれども、実際については、肥育月齢が28か月以上になって本当の牛肉のうまみが出てくるというようなことで、いろんな栄養分析もされているということがあるわけですがけれども、その肥育に関しましては、最後の肥育の段階で、和牛の特徴であるそのうまさの秘訣の脂肪のサシが入る、その脂肪のサシに入る、脂肪の色に黄色みがつかない、真っ白な脂肪になるように、カロチン、要するにビタミンA等を欠乏させた飼料を最後の仕上げのところで与えていくというようなことのなかで、ビタミンAの欠乏症から事故になる、ある朝行ってみたらぽっくり逝ってたというようなそんなようなこともあるのが肥育の仕上げ期における状況で、近年少なくなはってきていますけれども、共済の整理、統計のなかでは25か月齢以上とそれ以下ということで分けてデータをとっているようですがけれども、25か月齢でも近年、平取管内のことだけではけれども、22年4頭、23年2頭、24年3頭、25年2頭、26年3頭ということで、一定数、そういう事故が起こっているという状況ですがけれども、この栄養の限界をみながらその最後の肥育していくことのなかで、1頭だめなると農家負担もそれまで、素牛の値段、そして肥育のための餌の値段がすべてだめになって、そういうときに倒れた牛は飼料の、餌用の肉にしかないというような状況がありますけれども、このような肥育の末期の仕上げ期の事故について、町としてはこれまで何かその補償をするというか、何かやってきたような実績はありますでしょうか。お伺いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

それでは今の質問にお答えしたいと思います。びらとり和牛の肥育用の成牛、月齢6か月以上の共済加入率につきましては、今井澤議員がおっしゃったとおり、共済のほうの資料になりますけれども、平取町においては全頭加入しているということでございます。平成26年度で1065頭、加入しているということでございます。また事故の頭数につきましては先ほど述べられておりましたけれども、25か月齢以上、つまり出荷直前の牛で3頭ほどの事故があった、26年度ですね。加入頭数に対する被害率は、0.282%、1%を下回っているような状況でございます。6か月齢から24か月齢までを含めた全体の事故頭数についても9頭ということで、全体からみた被害頭数について、率については0.845%ということで1%を切って、かなり低い数字というふうになっている状況でございます。肥育技術の向上ですとか、厩舎の近代化、環境の整備が整ってきているというところからみて数字が下がってきてるのかなというようなかたちでございます。ここ10年間でも一番被害率が高かった平成20年で25か月齢以上で0.921%、全頭含めた数字では平成22年度

の2. 399%となっておりますけれども、それと比較しても昨年についてはかなり低い数字ということでございます。死亡した牛に対して町から何らかの補助をやっていたかということでございますけれども、特段行っていないというような状況になっております。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

肥育の共済の評価額っていつて、いくらに牛を事故があったときにみるかっていうそういう・・が約80万円ということで、昨年の金額ですと79万6千円ということでお聞きしてはいますが、その場合にですね、肥育の牛、今課長は100%とおっしゃったけど共済から聞いた加入、ごめんなさい、100%でいいんです。そのなかでですね、79万6千円に対して、自分が、農家の方がですね、いくら補償してほしいかっていうそういう歩合ってのがあって加入歩合っていうのがあって、80%から20%ということが畜主が選べるということになります。だから最高が80%ですけども、それに見合う、また掛金は相応にそれだけ増えてくるということだと思っていますけれども、そのような80%出たとしてももし事故があった場合については、畜主の負担が大きいと。このところ先ほど今、課長が数字で1%を割っている状況になっているということがありますけれども、このなかで要するに枝肉になったときの評価、いわゆる皆さんご存じのA5という一番良いランクがあって、A5、A4というランクが上位のほうで、上物率っていうようなことの表現を使うそうですけれども、そういう上物率を高めようとするときに、そのいろいろ努力しても事故が起きやすいというような状況かと思えますし、事故になったときに100%補償するわけではなくて、必ず畜主としてはマイナスになるんじゃないかと思えますけれども、共済金をいただいたとしてですね。そういうときに、なんだかその、今後びらとり和牛のブランド化で400頭からもっとインターネットでも販売できるような、多い頭数の肥育をして、出荷してくるというような場合にですね、その辺の共済の掛け金に対する補助というのが制度、法律的にできるかどうかわかりませんが、びらとり和牛として飼育していただければ、いただかなければ、肥育が続かないというようなことがあると思えますし、小規模農家が肥育をやめていった理由はほとんどがそういう事故によって、餌をずっと、素牛を買ってきて餌を食べさせても、事故によって出荷頭数が少なければ少ないほど被害が大きくなるわけですから、そういうことがあったと思えますけれども、今、私が把握しているなかでは、肥育をしている事業所というか農家、畜産公社を含めて8戸だと思いますけれども、そういう意味では、今は、そういう意味で小規模なところが少なくなってきましたけれども、小規模なところもないわけではありませんけれども、やはり400頭を維持していく、また増やしていくときに、今の小規模な農家もまた大切だし、また新規にやっていただくことも必要なんじゃないかと思えますけれども、そ

うというようなことに、ときにですね、肥育に取り組んでいる農家の方々に何らかのそういう事故のときの場合の補償等もあるから安心してやってくださいというようなことが、町から言えないものかなと思ひまして、ご意見を伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、それではお答えしたいと思います。事故があった際に支払われる共済組合からの共済金以外に、町からの補助を検討してはどうかというような質問と申しますけれども、共済金の仕組みについて若干説明をさせていただきますけれども、共済以外からそのような保険金、見舞い等が支払われた場合につきましては、当該事故牛の個体評価額、亡くなった時点で評価の金額が決まるわけなんですけれども、その評価額から支払われた金額を差し引き、見舞金ですとか保険金がほかから出た場合ですね、その金額分を引いて評価額から引いて、それに対して、各農家さんが掛けている保険率による保険掛け金による保険率分が支払われるというようなかたちになってございます。例えば事故にあった牛がその時点で60万の評価があるということで、町から例えば10万円の見舞金を出しますよ、ということになると、60万円の評価から10万円を引くようなかたちになるんですよ。50万円という評価になりまして、それに対して、保険が50%、現金出ますよという保険掛けてた場合については、25万円支払われるというようなかたちになります。町から何もほかから出ないで、という場合については、60万円の50%ですから、30万円の共済金が出るというかたちになっております。町が10万円補助していた場合については25万円ですから、両方足して35万、共済を掛けていた場合に比較して、町が10万円見舞金を払ったとしても、5万円の効果しかでなくなるような仕組みになっているということでございます。その5万円の効果でも、効果がある分という考えもあるかと思いますが、ほかの町等にも確認をしております。どこの町もやはり、そういう亡くなった場合の補償金、見舞金等については行っていないのが現状ということでございまして、そういう部分については、自己の責任の範疇という考え方でございまして、当町においても、先ほど述べたとおり、被害率、1%を切っているような状況ということもございまして、当面は現状のままというような考えでございます。ただですね、口蹄疫等大規模なそういう被害が出てきた場合です。壊滅的な被害が出て、農家自体がもう経営がどうにもならないというようなことが出てきた場合においては、関係機関とも協議をしながら、そういう場合に対応していきたいというふうには考えておりますけれども、現状のなかでは死亡した際の見舞金等については、ちょっとみていないという状況でございます。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員 先ほど質問の中に入っていたんですが、共済掛金への援助というか、補助みたいなことは可能性はありますか。

議長 産業課長。

産業課長 掛金に対してはですね、農家の考えで、先ほど言ったとおり80%から20%までの補償を得られるということもございますし、それぞれの農家の考え方等もございますので、なかなか一概に町のほうから保険の掛金に対する補助というのは、現状難しいかなというふうに考えておりますけれども、このあと、第6次の総合計画も組み立てていくという段階で、各生産組合、農家等から意見も聞きながらということでお話ししておりますので、その点についても意見を聞きながら対応していけるかどうかという部分も含めて、それが第1なのか2番目3番目の施策になるのかということも、考えながら対応していきたいというふうに考えております。

議長 井澤議員。

7 番
井澤議員 肥育牛のことにしましては、以上で終わります。次は、繁殖、育成のことについてですけれども。今、肥育素牛として販売する市場で販売してますけれども、6月の市場でびらとり農協で、2頭80万円以上の牛が出たということでした。1頭は平取町、もう1頭は日高町だったんですけども、その素牛が大変高い状況が続いていて、先ほどの肥育のほうでは、肥育素牛として買う肥育農家にとっては大変な状況が続いているかと思いますが、それが肉として、売れているからそれも仕入れして、肥育できるという状況があると思いますけれども、繁殖牛につきましてはそこから出てくる肥育素牛の状況のなかで、大変大きな割合を占めるのが、その牛の血統がどうであるか、優良血統で生まれた素牛であるかどうかということが大変評価のなかで大きな割合を占めると思いますが、平取町として、これまで、ここまで、1600頭になる牛、和牛が増えてきた状況のなかで、府県からまず入れなければ牛はいなかったわけですけども、府県からの導入等で牛が増えてきて、良い血統の牛が平取町各農家に残って、繁殖され、そして市場で素牛として売られ、そしてまた、肥育、自家での肥育生産ということで、経営が続いてきている状況ですけれども、現在、農家戸数でいきますと、平取町で繁殖農家が繁殖育成をしている農家が34戸、日高町で元の日高町のほう、そして今回農協が合併しましたので、とみかわ農協だったところで、8戸ということで、あわせると55戸ですが、平取町内だけでは、今、農協で把握した戸数でいくと、34戸の黒毛和牛の繁殖、そして育成している農家があると思います。そして、肥育素牛として出荷している頭数が年間約900頭というようなことで聞いています。そのようななかでですね、

血統が重視される黒毛和牛ですので、どのような優良な血統で平取町内で牛群を作っていくかということがとても大切なことだと思います。そういうなかで、今、平取町としては牛群の、新しいその良血統の雌牛ですね、の導入に関して、私の調べたところでは、補助金とか助成金というものはないと思いますが、管内の隣町、今言いました農協が重なっています日高町、そして近くの新冠町、新ひだか町等については、それぞれ規模拡大の場合に、助成金を出すとか、規模拡大でも、そして、良血統の導入のために、高齢化した雌牛を出して、新しい雌牛を導入するという、そういう保留という言葉を使うということですが、規模拡大にも保留にも、助成金を出しているというようなことがあって、大体、50万で導入するときに20%程度ですから、10万円ぐらいの導入時の補助金が各町ちょっと細かいところは違うようではありますが、ある状況、私調べたなかでは、日高町、新冠町、新ひだか町はあるようではありますが、平取町にはそのようなものがありましたらいいんですけれども、あるかないかということと、今後の牛群を作ってびらとり和牛のもとのもととなるその牛群を作るという意味でどのようなお考えでおられるのか、お聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それではお答えをしていきたいと思います。びらとり和牛生産の体制支援ということでございますけれども、この点については、昨年の12月議会において千葉議員より一般質問のあった、平取町畜産公社の今後の役割とあり方についてということにも関連してくる問題でございますけれども、現在も肥育素牛についてはおっしゃったとおり、高値が続いているというような状況になっております。うちも畜産公社で買い付けにいきますけれども、始まりがもう50万、60万から始まるだとかっていう素牛も出ていますし、以前だったら40万くらいからはじまって、ある程度の素牛を買えたという状況ですけども、最近につきましては、予算の関係もあってですね、今まで5頭買ってたところ3頭におさえてたとか、そういうようなことも、畜産公社ですけども、やってるような現状でございます。このような状況が続いていくと、肥育をする農家についても素牛が高くて、買ってきてやるというのはもう経営が困難になってくということと、ひいては素牛農家も影響が出てくるということが懸念されるところでございます。平取畜産公社はこういうような状況で大変厳しい状況でございます。びらとり和牛のブランド維持については、現在年間400頭程度出しているということで、そのうちの100頭ぐらい、4分の1は、公社から出しているということもございまして、公社の役割が大変重要になってくるということもございます。ということでですね、畜産公社についても、なかなか今までは東電の補償金ですとか、牛肉の価格が下がったときの補償金、マルキンの制度等ありまして、そういう補助金が入って、ここ3年ぐらいはかなり黒字が出ているというような状況でございますけ

れども、昨年からもう東電の補償金もなくなっているということで、今年度の決算 26 年度の決算についても非常に厳しい状況が予想されているところでございます。そのような状況から、現在の状況、経営形態ですよね、素牛を買ってきて、肥育して販売していくという形態から、いろんなかたちを検討していかないとだめじゃないかというようなことになっておりまして、これは議会からも質問を受けて答えてきている部分でございますけれども、例えば預託を受けて、それを育てて預託料を受けて、それを戻していくというかたちの形態ですとかそういうものも今検討して、具体的な話もきておりますので、検討しているところでございます。議員質問のですね、そのような繁殖素牛、雌牛に対して補助があるかということ、現在のところ、平取町ではそういう補助がないということでございまして、これについては農業関係について、平取町については基幹産業の農業を特に施設野菜、トマトの関係でかなりこの 10 年間、第 5 次の総合計画等でも、トマトに関しての施策を手厚くやってきたということもございまして、なかなか畜産、酪農関係についてはその点が手薄であったということは否めないところでございまして、その点についても今後の総合計画の中にいろいろ入れていきたいというふうに考えているところでございます。議員もいろいろ各町の状況調べてるようなかたちでございますけれども、当方でも各町の状況は把握しておりまして、例えば新冠町では繁殖素牛導入、これは増頭の場合ですけれども、言ったとおり 50 万円を基本額として 20% 補助するということで 10 万円の補助を行っております。また日高町でも優良繁殖雌牛の定着を図るために自家保留した雌牛に対して 1 頭あたり 5 万円の補助をやっていると。新ひだかでも三石では優良繁殖素牛導入に 5 万円、静内地区では 12 万円、これは J A と町が 2 分の 1 ずつ補助をしているというようなかたちということでございます。また自家保留雌牛に対しては三石地区で 10 万、静内地区では 15 万、これも J A と町で 2 分の 1 ずつ折半をしているということですが、そのような制度を持っているということです。また、貸付牛制度ですとか、リースをして先に牛を持っていってもらって、後で子返しとか、1 頭返してもらうだとか、そういう制度をやっているということでございます。いろんな制度をやっておりますし、浦河でも繁殖牛、素牛の購入に対して、利子補給、これは 6.5% 以内ですとか、自家保留の繁殖雌牛に対しまして 3 万円の補助していったとか。また厚真町では優良繁殖素牛導入、これは未計算ですが、10 万円の補助等ということで、かなり各町も繁殖等に対して援助しているという状況でございますので、平取町でもですね、J A びらとりで今年度から優良精液の導入に対して 40% から 20% ぐらいの補助、精液の種類によってということでございますけれども、そういう補助を実施しているということと、草地改良ですね、その部分についても反当たり 5 千円の補助を J A としてやっていっているというような状況になっておりますので、町としましても、J A がそのような補助をやっているの、それ以外の部分で畜産酪農関係に対しての援助をどのようなかたちでできるかというのを今

後の計画に盛り込みながら早い段階で入れていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

大変前向きな回答いただきまして、特に、J A びらとりが、とみかわ農協と合併しまして、日高町でそういう黒毛和牛の農家が増えていくというなかで、組合員間の齟齬が生じてくる。町によってその助成金が、ある町と農協の管内でね。びらとりのなか。そういうことをなるべく防いだほうがよろしいのではないだろうかということがまた畜産農家の意欲にもなっていくんじゃないかと思っておりますので、前向きに考えていただけるということでしたので、大変うれしく思います。それで、その良血牛の導入、自家牛の保留ということで出す場合、出すということで、飼える頭数がそれぞれ農家、自分のところで飼えるのは30頭だとか、50頭というふうに繁殖牛で決まっているときに、それ以上増やすにあたって、難しくなってきた時に元気で比較的血統も良い高齢の雌牛、繁殖牛いたとしても、本当は良い精液、そういう意味では今課長から話もありましたけれども、農協の補助もあったなどで良血の精液で良い雌牛ができて、そして良血ということで新聞記事いきますけれども、北海道が、雄牛、黒毛の雄牛で勝早桜5というのを大変良い雄牛が造成されて、今回、生産改良組合で1回、受精料、種付け料、3千円かかるうちの道が2千円を助成するというようなのが新聞記事でも載ってましたけれども、例えばそういう場合に、残り千円をまた町が助成するというなことも、これは農協の制度の中でひょっとしたら農協がやれる部分かもしれませんけども、町としてもいろんな分でできるかなと思っておりますが、そういう良血の雌牛を新しい雌の子をとってもつなぎきれない、要するに自分とこで飼う頭数が、30頭なら30頭で決まってるときに、大変良い精液で血統の良い雌子牛が生まれても、それを売らざるを得ないということになったときに、それは、市場に出してしまっ、町内の人が買わんとも限らないけれども、よそ行ってしまう時に雌の子牛も市場で売られているという状況ですので、そういうせっかくの雌の子牛が保留のための助成金等があればそれが10万なのか5万なのかということはあると思いますけれども、そういう助成金があるという状況のなかでは、畜主の方も、これは助成金を受けて保留していく、残していく、で牛を入れかえていくというようなことも、可能になっていくと思いますので先ほどももう一回言いましたけど、どういう優秀な血統牛群をつくるかというのが、黒毛和牛にとっても大切なことだと思いますので、そういう良い雌子牛が売られてしまうんでなくて町内にいっぱい残っていつて、より高い他の町村、地区よりもより高い雌牛牛群を作っていくことが、最終的に肥育になって肉までなるところのこの基本中の基本ではないかと思っておりますので、その辺のことについて、助成のことについては、大事だと思いますけれども、市場で良血雌牛が売られてしまっているような状況については、私も

正確にはとらえてませんが、何か持っているデータはありますでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。私も早来の市場行って素牛のせりだとかみてきたりしておりますけれども、平取の場合先ほど議員おっしゃったとおり素牛を生産していた方が肥育やったりだとか、畜産公社入れて35戸あるわけなんですよね。それで、肥育で出しているところは、畜産公社を入れて8戸ということで、あとはだいたい素牛で出していくというかたちでございまして、それぞれ大きいところ小さいところあってですね、自家保留できる部分については、施設の関係だとか頭数の関係等ございまして、それは残していったというふうに押さえているところでございますけれども、それを少しでも良血の雌牛、繁殖の雌牛ですね、を残すようなかたちの対策を、各町でも行ってきているので、平取もおくればせながらそういう対応をしていきたいということで、現在400頭でている肥育の部分の部分を少しでも伸ばせるように落ちないように、できれば500、600というようなかたちにしていきたいというのもございますので、ブランドを守っていくために、そのためにそういう制度も、今後検討して、必ずやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほうお願いしたいと思っております。

議長

井澤議員。

7番

井澤議員

先ほど、これまで農業政策が少し野菜というかトマトに力を注いできたということがあったんですけども、そのトマトのハウスで使っていない方もいらっしゃるかもしれないですけど畜産農家、特に和牛農家の堆肥は有効に使われているんじゃないかと言いますけれども、今畜産公社含めて35戸ということで、これは平取町内だけの和牛繁殖農家戸数だと思いますけれども、和牛農家戸数を維持する、あるいは増やすことが、トマトの出荷のための苗床をつくるハウスの堆肥についても、大事なことなんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の畜産農家の堆肥、トマトハウス農家の利用、その辺のことについて、今後、いやこれまでも取り組んできたと思っておりますけれども、今後についても何か取り組んでいくようなご計画はあるんでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。現在各畜産農家に出ている堆肥の部分ですけども、畜産公社でもかなり頭数飼ってて、堆肥はかなり出ているような状況ですけども、ほとんどは草地にまいてるというのがほとんどになっているんですよね。

で、トマトの農家にいってるというのは、そのうちのなんぼかということで、そんなに数は出ていないというふうに正確な数字は今押さえておりませんが、そういうふうに考えております。先ほど言った畜産公社の預託の関係の検討の際にもですね、200頭、300頭預託を受けた際に堆肥がかなり出るということで、その処理の部分について、どのようなかたちで堆肥舎をつくらないといけないということもありますし、活用方法ということで、草地にまいていくという部分でもかなり限界があるということで、それが全部トマト農家のほうにいくかというとなかなか難しい問題でございますけれども、そういうことも検討しながらですね、対応していきたいと思っておりますし、議員おっしゃるとおり今いる畜産農家、和牛の農家ですね、この数を減らさないようなかたちでの支援策を講じていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほう、お願いしたいと思います。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

今回の質問にあたって、農協に協力していただいて調べたなかですね、農協の組織のなかでびらとり和牛生産改良組合というのがあって、今年の総会で私が導入牛への助成のことを質問させていただきましたけれども、その改良組合のほうでも、ぜひ他町にみあった助成をしていただきたいということで今後要望書をまとめて、多分、産業課へ行くんじゃないかと思っておりますけれども、そのようなことが多分出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、特に保留牛への部分についてが要望が強いというふうに聞いてますので、その辺のことについて届きましたら、あるいは督促してでも、良い方向にですね持っていただければと思います。いろいろなことでお聞きしましたが、びらとり和牛のブランドを守るために、今後ともいろんな関係部署が努力していかなければいけないことだと思いますけれども、そのなかで、町の助成措置についていろいろ検討していただくというお言葉をいただきましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。

議長

それでは井澤議員の質問を終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了します。日程第6、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

それでは議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。これまで旭の阿部憲三氏にご尽力をいただいておりますけれども、8月6日をもって任期満了となりまして、70歳を超えてございますので、この度、新たに選任しようとするものでございます。同意を

求める者は、住所、沙流郡平取町字貫気別 9 6 番地 1 0、氏名、粒来政美氏であります。生年月日は昭和 2 9 年 3 月 1 1 日生まれの 6 1 歳でございます。次のページをご覧くださいと思います。経歴概要でございますが、粒来氏は学歴が昭和 4 7 年 3 月 3 1 日に平取高等学校を卒業し、職業については農業でございます。公職歴については記載のとおりでございますけれども、平取町の体育指導員、さらには平取町の統計調査員として長くご尽力をいただいておりますし、また、平取町の農業委員会の委員としてもこれまで、ご尽力をいただいているところでございます。人格、識見も高く、適任者でございますので、選任同意を求めるものでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、選任同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 6、議案第 1 号固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第 7、議案第 2 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案書の 3 ページ、議案第 2 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、別紙の説明資料によって、ご説明をいたしますので、お手元の資料をご覧くださいと思います。はじめに、1 の提案理由であります、職員の時間外勤務手当を支給する際の基礎となる単価、いわゆる時給であります、この計算方法につきましては、国家公務員法上の規定を適用しておりましたが、地方公務員の労働条件に関しましては、労働基準法の規定に準拠すべきことから、このために必要な条例の改正を行おうとするものであります。従いまして、本改正案は、法律の適用の見直しに伴う実務的な計算の仕方に関する条例の改正であります。2 の改正内容ですが、職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法について、(1) 改正前は 給料月額に 1 2 をかけたものを 1 週間の所定勤務時間数である 3 8 時間 4 5 分に年間の週の数である 5 2 をかけたもの、年間の勤務時間ではありますが、これで割って、計算をいたしておりました。これは国家公務員法の規定に基づく算出の方法であります。(2) 改正後は、これを給料月額に特殊勤務手当と特地勤務手当を加えること、並びに週の労働時間かける 5 2 の年間の勤務時間から規則で定める日数、具体的には祝日と年末年始休暇に係る時間数を差し引くものであります。これは、労働

基準法が規定する実労働時間を基準にする方法でありまして、本来、地方公務員である平取町の職員は、労働基準法の規定に準拠すべきものでありまして、ところ、現在まで国家公務員法の規定を適用しておりましたので、今般、これを見直し、以上のように条例の改正を行おうとするものであります。３．施行期日につきましては、本件改正理由の性質上、議会の議決をいただいたのち、可及的速やかに実施する必要があることから、これを議会後の最初の月の初日である本年７月１日からにしようとするものであります。以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第７、議案第２号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第８、議案第３号平取町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第３号平取町税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書６ページをご覧ください。平取町税条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。次のページをご覧ください。それでは平取町税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が平成２７年３月３１日に公布されましたが、これに伴いまして、平取町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、１点目としましては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴う改正となっておりまして、町が作成し、納税者が税金を納付するために用いる納付書、または住民または法人が町へ提出する税に係る各種の申請書、申告書等に今までの住所、氏名等の記載に加えて個人番号または個人番号を記載しなければならないこととしたものであります。２点目としましては旧３級品の紙巻たばこにかかる税率の見直しを行うこととしたものであります。具体的には激変緩和の観点から、平成２８年４月１日から平成３１年４月１日までに４段階で見直しを行うこととし、たばこ税の税率の特例を廃止し、たばこ税の税率の１本化を図るものであります。条文に基づき、主な改正内容についてご説明申し上げますので１７ページの新旧対照表をご覧ください。はじめに第２条用語の規定であります。町で作成する納付書または納

入書に今までの住所及び氏名等の記載に加え、個人、法人番号の記載を義務付けるため、納付書または納入書の用語の定義を改正することとしたものであります。次に第23条、町民税の納税義務者等の規定でありますけれども、地方税法等の法律改正に伴う改正によるものであります。次に第33条、所得割の課税標準の規定であります。法律の改正に伴う改正によるものでありまして、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の計算において、譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするものであります。次に、18ページをご覧ください。第36条の2、町民税の申告についてですが、いわゆるマイナンバー法施行に伴い、法人番号の規定を整備したものであります。次に、36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定についてであります。法律の改正に伴う、法番号のずれの整備によるものであります。次の第51条、町民税の減免から次のページ、第63条の2、第63条の3、次の20ページの第71条固定資産税の減免、次のページの第74条、住宅用地の申告、第74条の2、被災住宅用地の申告、次の22ページの第89条、軽自動車税の減免、第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、次の23ページ、第139条の3、特別土地保有税の減免、第147条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告については、マイナンバー法施行に伴い、個人番号または法人番号の規定を整備したものであります。次に、附則の規定についても、このページの附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定と、27ページ、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例の削除規定を除き、最後のページの附則22条まで、それぞれ個人番号の規定及び個人番号または法人番号の規定を整備したものであります。24ページに戻っていただきまして、24ページをご覧ください。前後しましたけれども、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定ですが、法律の改正に伴い、条番号のずれが生じたことによるものであります。次に、27ページをご覧ください。附則第16条の2、たばこ税の税率の特例の削除規定については、冒頭ご説明しましたけれども、旧3級品の紙巻たばこにかかる税率の見直しを行うこととしたものでありまして、たばこ税の税率の一本化を図るものであります。詳細は改正附則のなかで本日配布の資料も使い、改めてご説明をしたいと思います。次に、戻っていただきまして9ページをご覧ください。附則をご覧ください。この条例の施行期日ですけれども、第1号では所得割の課税標準の改正の規定及び個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正規定については、平成28年1月1日から施行するものであります。次に、第2号については、町民税の納税義務者等の改正規定及び納期限の延長に係る延滞金の特例の規定並びにたばこ税の税率の特例に係る削除規定については、28年4月1日から施行するものであります。また、3号については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布の日から起算して3年6か月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものであります。第2条、町民税に関する経過措置及び第3条、

固定資産税に関する経過措置、並びに次のページの第４条、軽自動車税に関する経過措置についてはそれぞれの改正規定における経過措置を規定したものであります。次に第５条、町たばこ税に関する経過措置についてですけれども、条文と本日配布をいたしました資料等を見比べながらご説明をしたいと思います。まず条文ですが、条文の第１項の規定ですけれども、２８年４月１日前に課税したたばこ税については改正前の税率とする経過措置が規定されているところであります。次に、第２項では２８年４月１日から平成３０年４月１日までの町たばこ税の税率の経過措置を規定したものであります。資料をご覧ください。本日配布の資料をご覧ください。中ほどの市町村たばこ税の欄をご覧ください。実施時期の現行が現在の旧３級品のたばこ税となります。それを平成２８年４月１日から平成３０年４月１日までの間に段階的に税率を引き上げ、平成３１年４月１日からは現在の旧３級品以外のたばこと同率の５２６２円とし、税率の一本化を図ろうとするものであります。条文に戻っていただきまして、３項をご覧ください。この項の規定については２８年４月１日から平成３１年３月３１日までのたばこ税の申告納付の手続きに使用する、申告書の様式の経過措置を規定したものであります。次のページの第４項から１２ページの第８項までは平成２８年４月１日前の町たばこ税の手持品課税についての経過措置を規定したものであります。手持品課税とは、説明資料にも記載をしておりますが、たばこ税の税率の引き上げが行われる際に、すでに売り渡しをされ、流通段階にある製造たばこに対して税率の引き上げ分に相当する課税を行うことでありまして、第４項の条文の最後の行に規定されている当該町たばこ税の税率は１０００本につき４３０円とする、のここでのいう４３０円とは現行税率の２４９５円と２８年４月１日改正税率の２９２５円の差額ということの規定しているものであります。次に、第５項については手持品課税における申告書の提出期限を、また第６項については納期限を規定しているものであります。第７項については手持品課税に関する第５項及び第６項の経過規定に基づいて本則条文中の字句を、この表の中段にある字句から左の欄にあげる字句に読み替える規定をしているものであります。第８項については、手持品課税をされた３級品たばこが小売業者から卸売販売業者に返還された場合の手続きに関する経過措置を規定しているものであります。次に、第９項及び次の１３ページの第１０項については、平成２９年４月１日前の町たばこ税の手持品課税についての経過措置を規定したものであります。第９項については、第４項の規定と同様の規定となっておりまして、最後の行に規定されている当該町たばこ税の税率は１０００本につき４３０円とする、のここでのいう４３０円とは、２８年４月１日の税率２９２５円と平成２９年４月１日の税率３３５５円の差額ということを規定しているものであります。第１０項については、第５項から第８項までの規定を準用する規定となっておりまして、この場合、それぞれの項文中の字句を左の欄の字句に読み替える規定をしているものであります。次の１４ページをご覧ください。このページの第１１項及び第１２項については、平成

30年4月1日以前の町たばこ税の手持品課税についての経過措置を規定したものであります。第9項、第10項の規定の場合と同様の経過措置となりますので、説明を省略いたします。次の15ページをご覧ください。第13項及び第14項については、平成31年4月1日以前の町たばこ税の手持品課税についての経過措置を規定したものであります。同じく第9項、第10項の規定の場合と同様の経過措置となりますので、説明を省略いたします。次のページをご覧ください。第6条については、特別土地保有税の、また第7条については、入湯税に関する経過措置を規定しているもので、いずれの規定も施行日前に行なわれたものについては、従前の例によることとしているものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号平取町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。休憩します。再開は2時45分といたします。

(休憩 午後 2時33分)

(再開 午後 2時45分)

議長

再開します。

続きまして日程第9、議案第4号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

29ページをお開き願います。議案第4号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。皆様に配布されております別紙資料にて、ご説明させていただきます。今回の提案理由でございますが、保険料率において介護保険条例で所得に応じた9段階に分類されているものであります。今回の介護保険の一部改正に伴いまして、介護保険第1号保険料について、現在給付の5割を公費で負担しているところではありますが、低所得者のさらなる軽減を図るために、別枠で公費により、介護保険料第1段階(第1号)の保険料の算出割合を引き下げるものであります。これは国2分の1、道、町が4分の1でございます。3番の条例改正の内容でございますが、現在、第1号の保険料が0.

5で基準額2万1千円、年額でございます。これを改正後、第1号保険料0.45、1万8900円、0.05の負担軽減ということであります。30ページに戻しまして、第2条の次の1項を加えるというものでございます。所得の少ない第1号被保険者保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度まで、各年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、1万8900円を加えるものでございます。附則といたしまして、公布の日から施行し、平成27年4月1日適用ということでございます。2番目の経過措置でございますが、改正後の平取町介護保険条例第2条第3項の規定は平成27年度以降の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号平取町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第5号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを説明申し上げます。これは過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づきまして、平取町過疎地域自立促進市町村計画を変更するものでございます。34ページの比較表で説明をさせていただきますのでお開き願います。左側が変更前、右側が変更後という表になってございます。変更後をご覧いただきたいと思えます。市町村計画の27ページを今回、変更するというものでございまして、この別紙様式1の4.生活環境の整備(2)その対策、(エ)住環境、という項目がございまして、この下線の部分でございますけれども、下線の部分で、また、持ち家のリフォーム経費に対する助成を行い、定住化の促進を図る。という部分を付け加えまして、計画書では29ページになりますけれども、(3)計画、下線の事業名、(6)の過疎地域自立促進特別事業、事業内容といたしましては、住宅リフォーム促進助成事業、住宅リフォーム費用助成、事業主体平取町を追加するものでございます。次のページをお開き願います。別紙様式2におきましても、同様の事業名、内容等を追加いたしまして、概算事業費を27年度、右側になりますけれども、800万円を追加してございます。これによりまして

総計、過疎債ソフト分事業実施分、総計等の数値もそれぞれ追加変更してございます。この変更につきましては当初予算で計上いたしました住宅リフォーム費用助成事業に、ソフト事業といたしまして、過疎対策事業債を充当するための計画変更となつてございます。本変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項に基づきまして、北海道知事との協議が完了したということに伴いまして、議会の議決を得るための提案となつてございますので、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従つて、日程第10、議案第5号平取町過疎地域自立支援促進市町村計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第6号平成27年度平取町一般会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号平成27年度平取町一般会計補正予算第2号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ2350万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億8700万7千円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、議案書の41ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、3款1項1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金、金額は320万円を減額しようとするものであります。内容は、一つは、平取町地域活性化協議会が国からの委託を受けて実施する実践型地域雇用創造事業を円滑に実施するために、協議会が国から受託する契約金額の15%または400万円を上限として町が補助するもので、今回これに370万円を支出しようとするものであります。もう一つは、沙流川・鵲川ペアライン活性化協議会に対する補助金690万円を減額しようとするものです。これは、平成27年度当初予算の編成終了後に、国が発表した地域住民生活等緊急支援のための交付金事業における高率の交付金の対象となったことから、本年3月定例議会において、広域観光圏地域活性化事業として、27年度に予算を繰り越す前提で、補正の議決をいただいていた申請が、このたび正式に事業採択となったため、平成

２６年度補正予算を繰越明許費として本年度、平成２７年度で執行することとし、２７年度当初予算計上分について、この全額を 今回、減額しようとするものであります。以上、１９節負担金補助及び交付金において、差し引き、３２０万円を減額しようとするものであります。次に、２１節貸付金４２０万円を追加しようとするものです。これは、平取町地域活性化協議会について、その事業が始まる７月から、実際に国から委託料の交付を受ける今年秋までの当面の間、その運営資金を確保する必要があるため、町が平取町地域活性化協議会に対して、単年度で貸し付けを行うものであります。次に、４１ページ下段であります。科目は、３款１項７目介護支援費１３節委託料で、金額は７２万７千円、内容は、居宅・予防介護システム改修委託料となっております。これは、介護保険法の改正に伴い、現在、介護保険制度の中で実施しております介護予防サービスのヘルパーによる訪問介護・デイサービスなどの通所介護が、平成２９年度から市町村による介護予防・日常生活支援事業に移行する予定であります。本年度、国民健康保険連合会の電算システムがこれに対応するために改修されることとなったことから、これと業務の上で密接に関連する平取町の介護システムにつきましても、同様の改修を施す必要が生じ、このための費用に要する予算の補正であります。続いて、４２ページ上段をご覧ください。科目は、５款１項２目農業振興費１９節負担金補助及び交付金、金額は、３００万円の減額であります。これは、平成２７年度当初予算の編成終了後に、びらとりトマト和牛フェアの開催に係る事業費に関して、国が発表した地域住民生活等緊急支援のための交付金事業により、特産物消流対策事業として、１００％交付の対象となりましたことから、本年３月定例議会におきまして、２７年度に予算を繰り越すことを前提に、補正の議決をいただいて申請をいたしたものが、このたび正式に事業採択となったため、本年３月に補正した平成２６年度補正予算の事業を繰越明許費として本年度、平成２７年度で執行することとし、２７年度当初予算計上分について、今回、この全額を減額しようとするものであります。次に、４２ページ下段をご覧ください。８款１項２目災害対策費８節報償費２５万円、同じく１１節需用費５万円、合計３０万円の追加補正であります。これは、午前中、四戸議員からの一般質問に対してまちづくり課長がお答えしたなかにもありましたが、平成１５年に発生した豪雨災害以来、既に１２年が経過した今、いざという時の災害への対応は、地域住民同士の連携が重要であるとの視点に立ち、日常的な災害への備えなど防災意識の向上について、住民一人ひとりが家庭や地域で、改めて考える機会とする目的で、平取町まちづくり防災セミナーを開催するための費用の支出に関するものであります。内容は、セミナーの講師に対する謝礼金２５万円とＤＩＧと呼ばれる災害図上訓練の実施に必要な消耗品の購入に要する経費であります。続いて、４３ページ上段をご覧ください。科目は、９款１項２目事務局費４節共済費９万７千円、同じく７節賃金５万５千円、合計１万５千円、同じく７節賃金５万５千円、合計６万５千円の増額補正であります。内容は、平取中学校における本年度

新入学生徒の見込みが当初４２名であったところ、転出等の発生によりまして、結果として４０名になったことから、北海道教育委員会による教職員の配置が１名減となりましたが、町としてこれまで行ってまいりました、きめ細かな学習指導を今後とも継続的に推進し、支援して行く考え方から、少人数学級指導推進体制の確保のために、町単独による教員の雇用に要する経費の補正を行おうとするものであります。４節 共済費９７万７千円は、中学校生徒指導教員採用に伴う社会保険料と雇用保険料であり、７節賃金５５９万円は、当該教員に支払うためのものであります。次に、４３ページ下段であります、科目は、１２款１項１目国民健康保険病院特別会計繰出金２８節繰出金、金額は１２９１万３千円を増額補正しようとするものです。内容は、国民健康保険病院特別会計において、病院改築に関する用地物件の調査委託料を追加するとともに、改築の基本設計発注にあたり、設計者選定の支援、基本設計の監修などを第三者の立場から検証し、専門的なアドバイスを受け、新しい病院の建設をスムーズに進めるための病院改築支援業務委託料を計上することで、病院会計において生じる予算不足分１２９１万３千円を一般会計から繰出金として支出しようとするものであります。次に、４４ページをご覧くださいと思います。１２款２項７目平取町ふるさと応援基金積立金２５節積立金、金額は、５００万円の増額で、平取町ふるさと応援基金にその全額を積み立てようとするものであります。歳出は、以上です。一方、歳入につきましては、３９ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、１７款１項１目寄附金１節寄附金で、金額は５００万円の増額であります。これは、先ほど申し上げました４４ページのふるさと応援基金積立金に関するものでありまして、内容は、平取町字荷葉に事務所を有する株式会社小林組様からいただいた町に対する寄付金５００万円で、平取町ふるさと寄付条例第２条第１項第２号に規定する保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業の財源に活用するための寄付をいただいたものであります。次に、３９ページ下段であります、科目は、１９款１項１目繰越金１節繰越金で、金額は１９８５万３千円の増額であります。今回の補正に関して対象となる特定財源を充てた上で、なお不足する財源を前年度繰越金から求めようとするものであります。次に、４０ページ上段をご覧ください。科目は、２０款４項 ９目平取町地域活性化協議会運営資金貸付金元利収入、１節平取町地域活性化協議会運営資金貸付金元利収入であります。金額は４２０万円で、歳出の４１ページ上段でご説明しました平取町地域活性化協議会の事業運営資金として町が貸付けを行ったのち、本年度内に同協議会から返済を受けるものであります。続いて、４０ページ下段であります、科目は、２０款５項１目雑入２節 雑入、金額は５５４万６千円の減額であります。内容は、はじめにいきいきふるさと推進事業助成金で、これは、４１ページの上段で説明しました沙流川・鵠川ペアライン活性化協議会事業について、平成２７年度当初予算を減額補正したもののうち、公益財団法人・北海道市町村振興協会からの助成金３００万円並びに同じく４２ページ上段でご説明いたしました特産

物消流対策事業補助金のうち、同協会からの助成金１００万円、合計４００万円の減額であります。次に、沙流川・鵠川ペアライン活性化事業負担金で、これも同様に２７年度当初予算を減額補正したことに伴う日高町・むかわ町からの負担金合計２６０万円の減額であります。次に、居宅介護サービス計画費７２万７千円の増額は、４１ページ下段でご説明いたしました居宅介護予防システム改修費の財源となるもので、居宅介護サービスに係るケアプラン作成による収入であります。次に、公益財団法人北海道市町村振興協会助成金３０万円は、４２ページ下段でご説明しましたまちづくり防災セミナーの開催に伴う経費３０万円に対するもので、同協会から１００％の助成を受けるものであります。次に、雇用保険被保険者負担金は、４３ページ上段でご説明しました中学校生徒指導教員の賃金から控除し、当該教員を雇用する立場の町の収入として、雇用保険負担金に当てるための財源となるものです。以上、平成２７年度平取町一般会計補正予算第２号につきまして、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第１１、議案第６号平成２７年度平取町一般会計補正予算第２号は原案のとおり可決しました。

日程第１２、議案第７号平成２７年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第１号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

平成２７年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第１号をご説明いたします。第１条、平成２７年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第１号を次に定めようとするものでございます。第２条、平成２７年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第２条に定めた業務の予定量を補正するものです。２、主要な建設改良事業、平取町国民健康保険病院改築設計事業、既定予定額６６６０万円を４１０８万７千円減額し、２５５１万３千円とするものです。第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入第１款資本的収入、既定予定額８２５０万９千円、補正予定額４１０８万７千円の減額で、計４１４２万２千円となります。第１項一般会計負担金の補正となり、既定予算額２８３８万９千円、補正予定額１２９１万３千円の増額で、計４１３０万２千円となります。第２項企業債の補正となります。既定予算額５４００万円、補正予定額５４００万円の減額で全額の減額となり

ます。次に支出になります。第1款資本的支出、既定予定額8738万9千円、補正予定額は4108万7千円の減額で、計4630万2千円となります。第3項建設改良費、既定予算額8109万6千円、補正予定額4108万7千円の減額で計4千万9千円となります。なお不足する財源488万円については留保資金で補てんをいたします。第4条、予算第5条に定めた企業債を補正するものです。起債の目的、平取町国民健康保険病院改築事業のための企業債の発行限度額の5400万円を全額減額するものです。次のページをお開き願います。平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので、詳細は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをご覧ください。資本的収入の第1款資本的収入、第1項一般会計負担金、第1目一般会計負担金でございます。一般会計からの負担金、繰入金になりますが1291万3千円増額するものでございます。増額の理由は、支出の項目で説明させていただきます。次に、第1款資本的収入、第2項企業債、第1目企業債でございます。今年度実施計画を予定しておりましたが今年度中の事業の完了が見込めないことから、28年度での事業の執行とさせていただくことで、改築実施設計に係る企業債の発行を取りやめるものです。次に、資本的支出になりますが第1款資本的支出、第3項建設改良費、第2目建設工事費でございます。補正額は4108万7千円の減額で1節委託料のうち病院会計実施設計を減額し、建設用地が確定したこと、用地物件調査委託料と病院改築に関する基本設計、業者選定の支援、基本設計の第三者的な立場からの監修業務、医療機器の導入に関する支援業務を委託することとして、その委託料を新たに予算措置するものです。当初予算額6660万円から4108万7千円を減額いたします。それに伴いまして先ほど説明いたしました資本的収入の一般会計繰入金をこれらの委託料の財源として補正させていただいております。病院の改築につきましては当初予算から大幅な修正をすることとなりますが、病院改築に向けて補助事業等も模索しながら事業を進めておりますので、補正予算の提出にご理解をお願いいたします。以上、補正予算第1号の説明とさせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議長

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。まだ基本的な枠決めというんですか、まだ本当にスタートラインについたばかりでまだまだ流動的な部分もたくさんある今回の補正の関係だと思いますけども。一つは今後の予定含めて、これは議会運営委員会のときも私申し上げているんですけども、基本的な建設資金の計画、これはやっぱり明確にしていきたい。特に補助事業の部分で我々やっぱり議員として常に注目してるのはやっぱりどのようなメニューがあつてどのような補助率がある

のか、それから、例えば本体、病院の本体の建設工事のほかにですね、予定されている部分では例えば看護師さんの住宅とか、医師の住宅とか、あるいはその外構工事、それから駐車場の整備もろもろやっぱり出てくるわけですね。そのなかでしっかりと資金の手当、これはびらとり温泉のゆからのときもそうだったんですけど、急にですね、木造から例えばＲＣ、コンクリートに変更だということで、何億ものお金が変わったという経緯もいままでありますので、その辺の資金の手立て含めた今後の予定についてどのようにとらえているのか理事者側の答弁を求めたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それでは私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。基本的には先ほど井澤議員の質問にもありましたとおり、平成３１年オープンを目指してということになろうかなというふうに思っております。２７年度につきましてはこれから来月になりますけれども基本設計のプロポーザルの発注をいたします。設計期間は約１か月程度ということで、審査委員会を開いて複数業者から１社に特定をするということになろうかなと思います。この基本設計がやや今年度、いっぱいというようなことで考えておりますし、またこれに伴いましてたゞいま補正していただきました用地調査、物件調査を来月早々に発注をしたいというふうに思っております。これは、成果品が出てき次第、２８年度で用地、物件の交渉、そして移転をしていきたいというふうに思っております。そういうようなことで、これらの整理がつきます２８年に実施設計をいたしまして、２９年から着工していきたいということで考えております。まず補助事業の件ですけれども、現在想定されているのは、いわゆる木材を利用した補助事業を想定しておりますけれども、工事の実施期間との兼ね合いがございます。一般的に補助事業、単年度完結の補助事業ですので、工期が２か年になると補助事業が対象になってこないというのがありますので、それを含めて補助事業の選定については慎重にとり行なっていきたいなというふうに思っております。ただプロポーザルの仕様書には、できれば木材を使用した内装を含めた、木材を使用した設計、仕様ということで提案をしていきたいなというふうに思っております。そういうようなことで、まずまだ正式に補助メニューが決定をしていないというようなことで、木材関係の補助メニューが２種類ほどありますけれども、それがさっき言ったとおり、工期の関係で該当するかどうか検討させていただきたいと思います。また、敷地造成の設計、そして敷地の造成工事については、２８年間から２９年にかけて実施をしていきたいということで考えております。そういうようなことで最終的には３１年に既存の建物の解体と医師住宅の建設をして、最終的にこの事業については完了ということで予定をしております。議員全員協議会のときに資料でお示しした事業費、全体で１９億６３６０万、これが現在のところですね、この事業費が、今提示できる最も新しい事業

費ということになります。これからそれぞれ設計が進んでいく状況のなかで、多少出入りは当然出てくるとは思いますけれども、こういうかたちで進めていけたらというふうに思っておりますのでひとつよろしく願いいたします。

議長

1 1 番千葉議員。

1 1 番
千葉議員

今までの建設事業と、やっぱり決定的に違ってくるころはやっぱり病院の建設ということで、例えば予算のメニューも、例えば厚労省のメニューなのか、あるいはその国交省の関係のメニューなのか、それから先ほど言った補助率の関係がどうなるのか、あるいはその木造を使うことによってその建物本体の耐震はどうなのか、あるいはその外構に関する工事、駐車場工事、多分ですね今回は相当繰り入って、私は総額で総工費としていくらとして上がってくるという数字というのは非常に時間のかかる事業かなというふうに思ってますけども、できる限りですね、確定してきたものから随時議会への報告、それから協議、そういったことに対しては、慎重にですね、我々にもご説明をいただきたいと思っております。その中で特に用地の物件、これおそらく来年度から取得していくようなかたちを取りながらですね、建設場所の確定につなげていくんだらうというふうに思ってます。それから実施設計も平成28年間からということでもありますけども、本体工事、仮に単年度、平成29年かかったといたしましたら、平成30年にかけてですね、すべて、例えば私のこれは憶測の部分もあるんですけども、今言った給排水の関係とか、あるいは軽微なもの、駐車場整備、それから、例えば外構のもっと細かく言えば、花壇ひとつからですね、大体こう順を追って建設されていくものが出てくるわけなんでございますけども、その点の一つ一つですね、議会に対しての報告、協議に対しては今後のスケジュールどのように考えてるのかももう一度お尋ねしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

まず補助メニューの関係ですけれども、先ほど千葉議員申されました国交省あるいは厚労省の補助メニューも念頭にということでございましたけれども、現実的になかなか厚労省も国交省もメニューがない。社会資本整備総合交付金というのがあるんですけど、これがその病院事業が対象にはなっていないというのがありますので、これはなかなか国交省と厚労省のメニューは難しいというのが正直言って実態でございます。今あるのは、林業関係のメニューが2つあるというような状況だけでございます。これもですね、一つについてはもう木造建物が補助対象ですから、なかなか二階建ての病院を全部木造でというのはかなり難しいかなというふうに思いますので、できれば木材を利用した部分ということになってくると、補助対象が限られてくるということになりますので、その事業に該当できればなというふうに思っております。それとあと事業の内

容等の議会との協議ですけれども、先月開催されました議会全員協議会でも議員の皆さんから要望が出ていたのは逐次まだ病院の内容そのものがすべて固まったわけではないという解釈でいますのでそれらについて逐次議会と協議をしながら、取り進めていきたいというふうに思っております。それで、先ほど申しましたプロポーザルの基本設計が終わるのがおそらく今年度年明けて2月、3月くらいに基本設計が出てくるというふうに思いますので、それから具体的に内容について個々に整理をしていくのかなというふうに思っております。今回の補正提案した中には、公立病院共済会というところにいわゆる公立病院の設計に関するアドバイス、指導助言等を受けるコンサル業務も予定しておりますので、それらの業務も十分活用しながら対応してまいりたいというふうに思っております。それで、近くの町で隣のむかわ町なんですけれども実は40床のむかわの町立病院、いわゆる厚生病院ですね、厚生病院の建築を実施してるわけなんですけれども、これ平成22年度から24年度3か年かけて整備してるんですけれども、やっぱり病院本体は2か年で整備してるわけですね。ですから40床規模の病院を単年度でたたき上げるのはなかなか、今の情勢では厳しいかなというふうに思っておりますので、それらも含めて、今後十分議会と相談しながら進めていきたいというふうに思っておりますのでひとつよろしく願いしたいと思います。

議長

ほかございませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。新しい病院のことにかかわることに話がありましたので、昨日、病院建設予定地のところで見とおったんですけれども、今の病院の建っているところからすると、道路に向かっていくんですけれども、一段低いように思いますけれども、道路との関係で今の病院の高さで建てる必要があるのか、それともそのまま低いまま建てるのかのところでもし土盛りをしてやるということになると、お金の面でだいぶ違ってくるかなということ、昨日建設予定地を見まして感じたところなんですけれども、その辺について、設計プロポーザルのときに土地の現状をどうするかということもかかわってくるかと思えますけど、その辺についてはいかがでしょうか。

議長

病院事務長。

病院事務
長

建設予定地ということで、先日お示ししたところは、今現在建ってる病院の地盤から、2メートルぐらいちょっと低くなるかなと思います。それで新しく建つ病院については土盛りをしないで今現状の地盤の高さで建設をしていこうというふうに考えております。それで跡地については取り壊して医師住宅等を建設するという考えでおりますけれども、その辺についてはこれから設計のなかでうまく土地利用ができるかたちで考えていきたいというふうに思っております。

	す。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	土盛りをしないということですがけれども、後背地が義経公園からの山があって、水がもし大雨降って重なってきたときに低いところに建てるといういろんな意味で障害がある場所かなと思って昨日見てきたのですけれども、その辺ところは、設計する段階でよくよく確認した上で、あとあと失敗したなということのないように進めていただければと思います。
議長	副町長。
副町長	そうですね自然の地形にあわせたかたちで、あまり切り盛りをしないで建設をしていきたいということで、ご承知のとおり、ふれあいセンターびらとり、あれも現況地盤にあわせながら建てていったという経過がございますので、その地形にうまくあわせながら、災害の心配のないよう、建設をしていきたいというふうに思っておりますので、ひとつご理解のほどお願いいたします。
議長	ほかございますか。それでは、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第 12、議案第 7 号平成 27 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 1 号は原案のとおり可決しました。 日程第 13、報告第 1 号繰越明許費繰越計算書一般会計の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長	報告第 1 号繰越明許費繰越計算書一般会計分について報告いたしますので、議案書の 48 ページをご覧くださいと思います。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。49 ページをご覧ください。平成 26 年度予算の一部を 27 年度に繰越した予算の内訳は、次のとおりであります。2 款総務費 1 項総務管理費、起業化支援事業 200 万円、3 款民生費 1 項社会福祉費、歴史文化遺産を活かした地域活性化事業 702 万円、同じく広域観光圏構想地域活性化事業 570 万円、5 款農林水産業費 1 項農業費、農業研修生受入対策事業 128 万円、同じく、特産物消流対策事業 300 万円、同じく、農業者就農促進対策事業 900 万円、6 款商工費 1 項商工費地域商品券発行事業 1 千万円、同じく、平取トマトスタン

プ券活用促進事業２１０万円、同じく、住宅リフォーム支援事業５２０万円、同じく、地場産業振興事業２００万円、合計は、４７３０万円で、財源の内訳は、国・道からの支出金が、合計で４６８０万円、町の一般財源は、５０万円となっております。補正の時期が平成２６年度末に近い時期であったために、地方自治法第２１３条第１項予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、翌年度に繰り越して使用することができる。との規定に基づき、この事業を２７年度に繰り越したものであります。以上は、すべて、平成２７年３月議会定例会において議決いただいた補正予算に盛り込んだもので、まち・ひと・しごと創生法の施行により、国が策定した地域住民生活等緊急支援のための交付金に基づく事業として、あらかじめ、平成２７年度に繰り越す前提で、本年３月に議決をいただいていたものであります。以上、繰越明許費繰越計算書についてご報告をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。以上で日程第１３、報告第１号繰越明許費繰越計算書一般会計の報告を終わります。

日程第１４、請願第１号地方財政の充実・強化を求める請願について、
日程第１５、請願第２号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願について、
日程第１６、請願第３号義務教育費国庫負担制度維持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める請願について、
日程第１７、請願第４号、平成２７年度北海道最低賃金改正等に関する請願について、以上４件を一括して議題とします。この４件の取り扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。８番四戸議員。

８番
四戸議員

８番四戸です。提出されました請願４件についてでございますが、６月１６日に開催されました議会運営委員会で協議をしました結果、以下の通りに常任委員会に付託して審査することで意見の一致をみています。請願第１号、請願第２号、請願第３号の３件については総務文教常任委員会への付託、請願第４号については産業厚生常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、請願第１号、請願第２号、請願第３号については総務文教常任委員会に付託、請願第４号については産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ござ

いませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、請願第1号から請願第3号までは、総務文教常任委員会、請願第4号については産業厚生常任委員会にそれぞれ付託し審査することに決定しました。

日程第18、意見書案第5号憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の慎重審議を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。この件につきましては意見書案の朗読をもって説明とさせていただきますと思います。

（意見書案朗読）

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。今提案の意見書の提案の説明がありましたけれども、私、新人議員でもありますし、議会のこういう決議について慣れてないかもしれませんが、全く、この意見書提出案件について、不勉強ですので、どのようなかたちでこういうことが決議されていくのかわかりませんが、今ここですぐ意見について最終的に賛否を問われるものであるとすると、非常に困惑するものです。私一個人としてはね。このようなことについて何かよくわかるような説明があるんでしょうか。

議長

具体的な説明というのはありませんけれども、この意見書案についての態度は賛成するか反対するか、あるいは保留にするか、そういう態度のとり方というのは、各々の判断でできることだというふうに私は考えております。ほかにございませんか。なければ質疑は終了してよろしいですか。それでは、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

先ほど言いましたこの案件自体について私不勉強ですから、反対をするのもおこがましいかと思えますけれども、皆さんの各、他の議員については、よくよくこのことについてご勉強かもしれませんが、私今政府が安倍内閣が進めているなかで、ニュースとしてはいろいろ、出ていますけれども、昨日の国会で期日までに法案の成立というかみなかったということで、大幅に会期が延長されたという状況にありますので、このことについては、今ここで決めるのではなくて、該当するのは総務文教委員会かと思えますけれども、そういったことで、よくよく実態を把握した上で、議決することに向けて進んだほうがいいと思いますので、この意見書をここで採択することについては反対いたします。

議長

賛成の方の発言を許します。１１番千葉議員。

１１番
千葉議員

１１番千葉です。冒頭に井澤議員ね、賛否を問われてもということでございましたけども、私のほうから申し上げますと今回の意見書案、中身をよく精査してみますと、慎重審議を求める意見書案でございますので、私は会期の延長含めてですね、今国会で動いてる様子をですね、やっぱり我々地方の末端の議会でも慎重にその推移をみて、できればですね、その後の推移、経過によっては、地方議会としても、議員発議なり何なりを出しながら、意見を出していく、これがやっぱり私の今の置かれてる、私のというかこの平取町の置かれている、議会の姿勢だというふうに思ってますので、私はこの意見書案提出に対しましては賛成といたしたいと思います。

議長

次に反対の方の討論はありませんか。なければ討論を終わりたいと思います。それでは採決を行います。日程第１８、意見書案第５号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第１８、意見書案第５号については原案のとおり可決しました。

日程第１９、承認第１号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、日程第１９、承認第１号については、別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。休憩します。

（休憩 午後 ３時５１分）

（再開 午後 ３時５２分）

議長

再開します。

お諮りします。承認第２号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、承認第２号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

追加日程第１、承認第２号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を

実施したい旨申し出がありました。申し出書はお手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案 7 件で原案可決 6 件、同意 1 件。報告 1 件で、報告 1 件。意見書案 1 件で原案可決 1 件。請願 4 件で委員会付託 4 件。承認 2 件で決定 2 件。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。従って、会議規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成 27 年第 4 回平取町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞さんでございました。

（閉 会 午後 3 時 5 4 分）